

社会保障・税番号制度の概要と 医療保険者での対応等について

医療保険者等における番号制度導入に関する説明会 配布資料

平成26年9月
厚生労働省 情報政策担当参事官室

説明資料は、番号制度の円滑な施行のため、できるだけ最新の状況をお伝えするよう、随時更新します。事前にダウンロードして入手いただいた資料とその後の掲載資料や説明会での配付資料の内容が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

説明会の趣旨

- 第1回説明会を、9月11日～10月7日に全国で開催。
第1回説明会では、主に
 - ・ 番号制度の仕組み・趣旨
 - ・ 施行までの全体スケジュール
 - ・ 対応すべき事項の全体像
 - ・ 当面、対応を開始すべき事項について、保険者の方々に説明、ご理解いただきたい

- 保険者で対応が必要となるシステム改修、具体的な事務や手続き等について、保険者等の意見も聞きながら、「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」を作成中。
→ 10月末目途に公表予定

- 11月下旬～12月上旬（調整中） 第2回説明会
→ 手引き（ガイドライン）の説明

番号制度の導入の趣旨

○番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

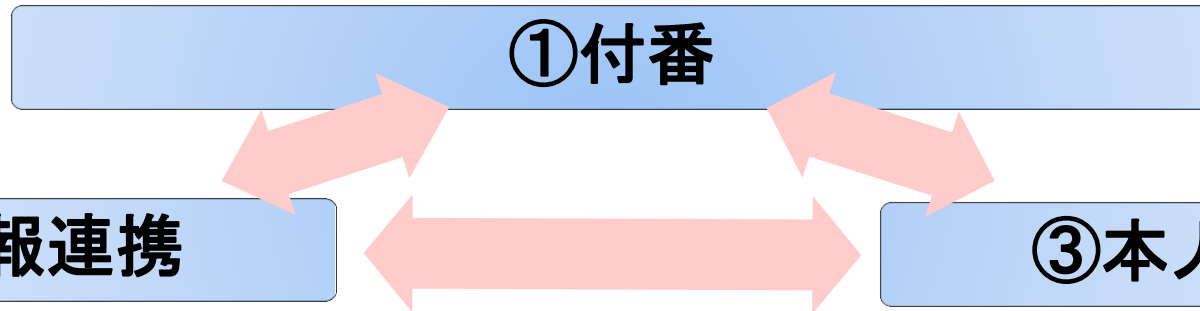
番号制度の仕組み

○番号制度は、①悉皆性と唯一無二性が確保された付番、②各行政機関等が保有・管理する個人に関する情報の連携・活用、③本人による個人番号の真正性の証明（本人確認）の仕組みによって構成される。

◎個人に

- ①**悉皆性**（住民票を有する全員に付番）
- ②**唯一無二性**（1人1番号で重複の無いように付番）
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**（見える番号）
- ④**最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている**
新たな「**個人番号**」を付番する仕組み

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み



◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け（※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く）



◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

全体スケジュール

平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	システム改修等の設計・構築
<u>平成27年10月～</u>	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
<u>平成28年 1 月～</u>	順次、 <u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年 1 月～	国の機関間での情報連携の開始
<u>平成29年 7 月</u> 目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等との</u> <u>情報連携</u> も開始

社会保障・税番号制度導入のロードマップ（案）

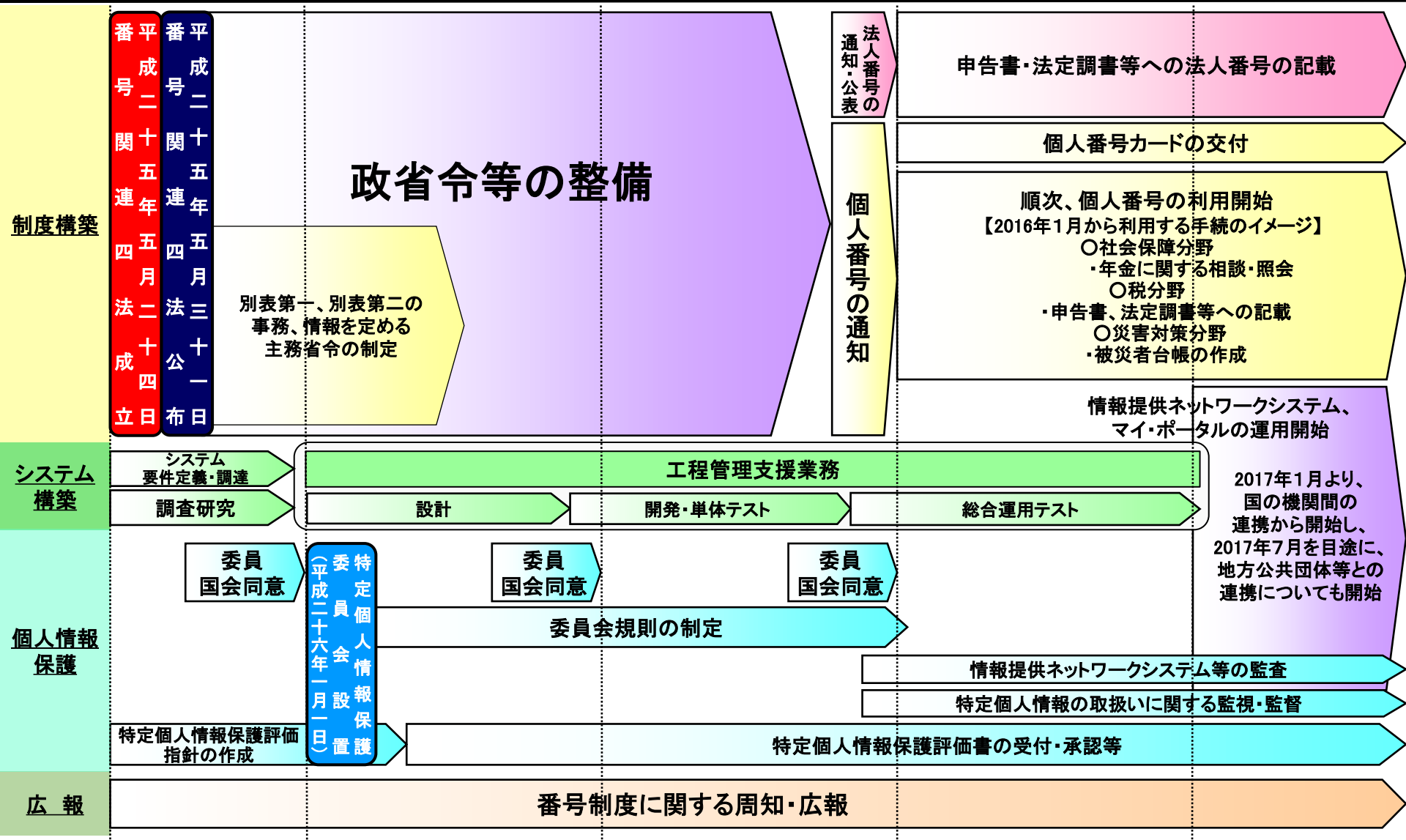
2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

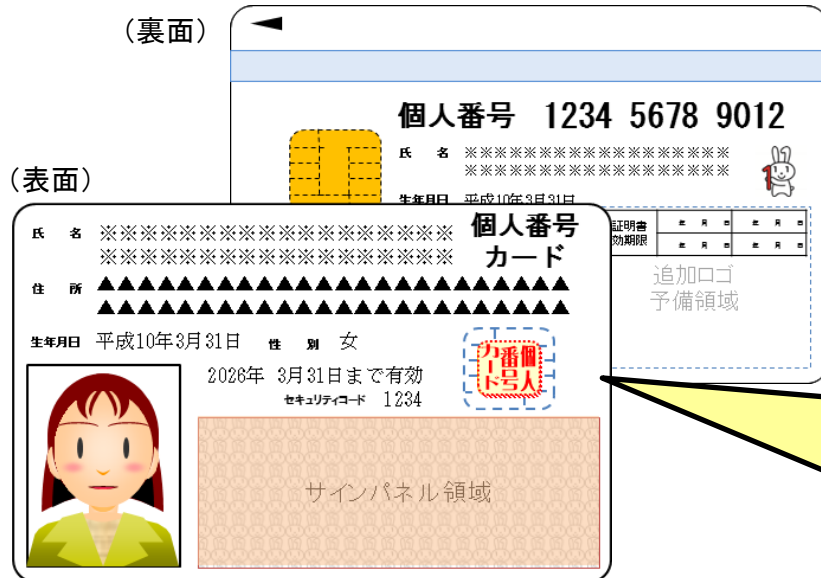
2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)



個人番号カード

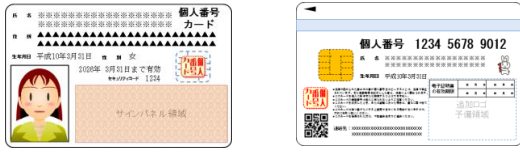
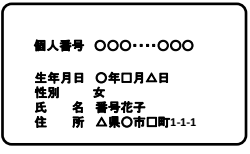
市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カードを交付するものとする**（番号法第17条第1項）。



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される（第2条第7項）

- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**する。（第16条）
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。（第18条第1号）
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カード・通知カード

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
様式	 or	 表面(案) 裏面(案)	 (案)
作成・交付	○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載 ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料: 今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料: なし ○交付事務は法定受託事務
利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

個人に付する「個人番号」(マイナンバー)

付番

市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、**個人番号を指定**し、その者に対し、当該個人番号を**通知カードにより通知**しなければならない。(法第7条第1項)

※対象者は、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。

※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。 ※個人番号の桁数は、**12桁**を予定。

変更

市町村長は、**個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるとき**は、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。(法第7条第2項)

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ**地方公共団体情報システム機構に対し**、指定しようとする者の住民票コードを通知し、**個人番号とすべき番号の生成を求める**(法第8条第1項)
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。(法第8条第2項)

法人等に付する「法人番号」

付番

- 国税庁長官は**、法人等に対して、**法人番号を指定**し、**通知**する。(法第58条第1項)

※所管は国税庁。 ※法人番号の桁数は、**13桁**を予定。

- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。(法第60条)

- 法人番号の付番対象(第58条第1項、第2項)

①国の機関及び地方公共団体 ②会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人

③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの

④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等で、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

- 法人番号は変更不可 ・ 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知

- 法人番号は**官民を問わず**様々な用途で利活用

※法人等の基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号)の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ

変更・通知、検索、閲覧

番号制度の導入によるメリット

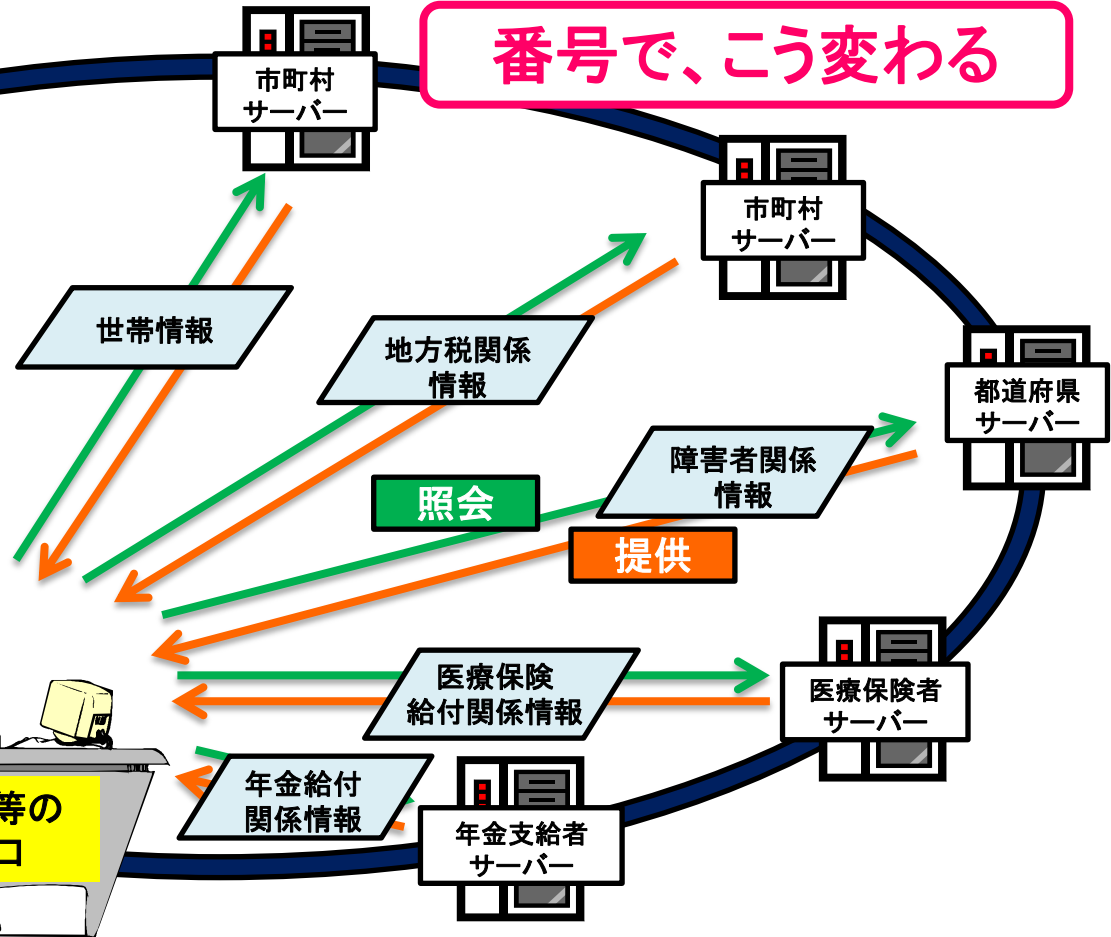
行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。

番号で、こう変わる



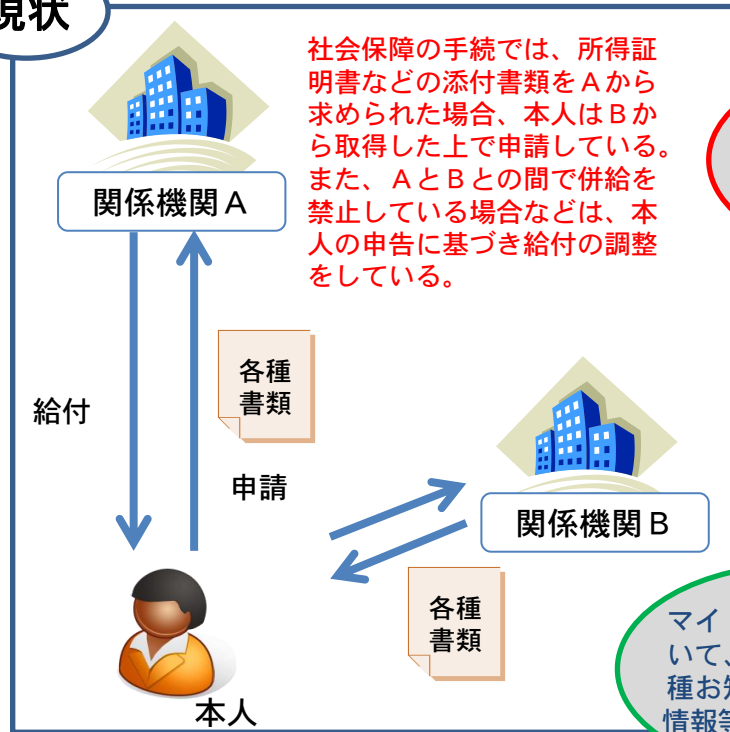
諸手当申請書



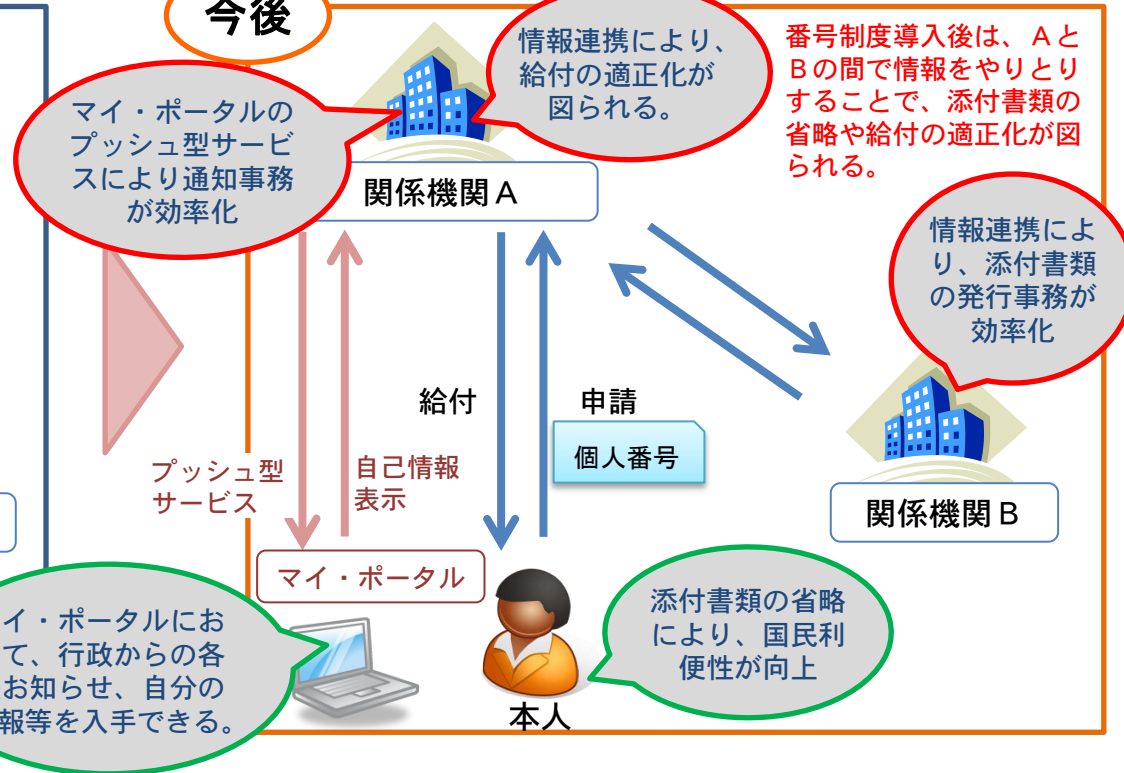
社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される。**

社会保障分野における番号利用による効果

現状



今後



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

④ マイ・ポータルを活用したプッシュ型サービス

→ねんきん定期便、予防接種の案内 等

健康保険組合における情報連携※¹の具体例

- ・健康保険組合から市町村国保に資格変更（異動）した場合に、市町村からの情報照会を受けて、健康保険組合の資格喪失の情報を情報提供ネットワークシステムを利用して提供
- ・被扶養者の届出において、市町村から住民票関係情報（世帯に関する情報）、地方税関係情報を情報提供ネットワークシステムを利用して取得することで、住民票・所得証明書の添付を省略
- ・傷病手当金の支給申請において、日本年金機構から被保険者の給付情報を取得することにより、年金証書の添付を省略し、適正な給付を確保

※番号制度の利用範囲は、番号法の別表で規定。法律の委任に基づき、具体的な事務を省令で定める

※個人番号の利用範囲の拡大は、法律の施行後3年を目途に検討を行い、必要な場合に所要の措置を講じる（番号法附則）

マイナンバーの利用範囲

○番号制度の利用範囲は、番号法の別表で定められており、保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務が位置づけられている。

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務

別表第一(第9条関係)

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

具体的な事務は
番号法別表に基づ
く主務省令※で規定

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)



社会
保障
分野

年金
分野

労働
分野

福祉・医療・その他
分野

税
分野

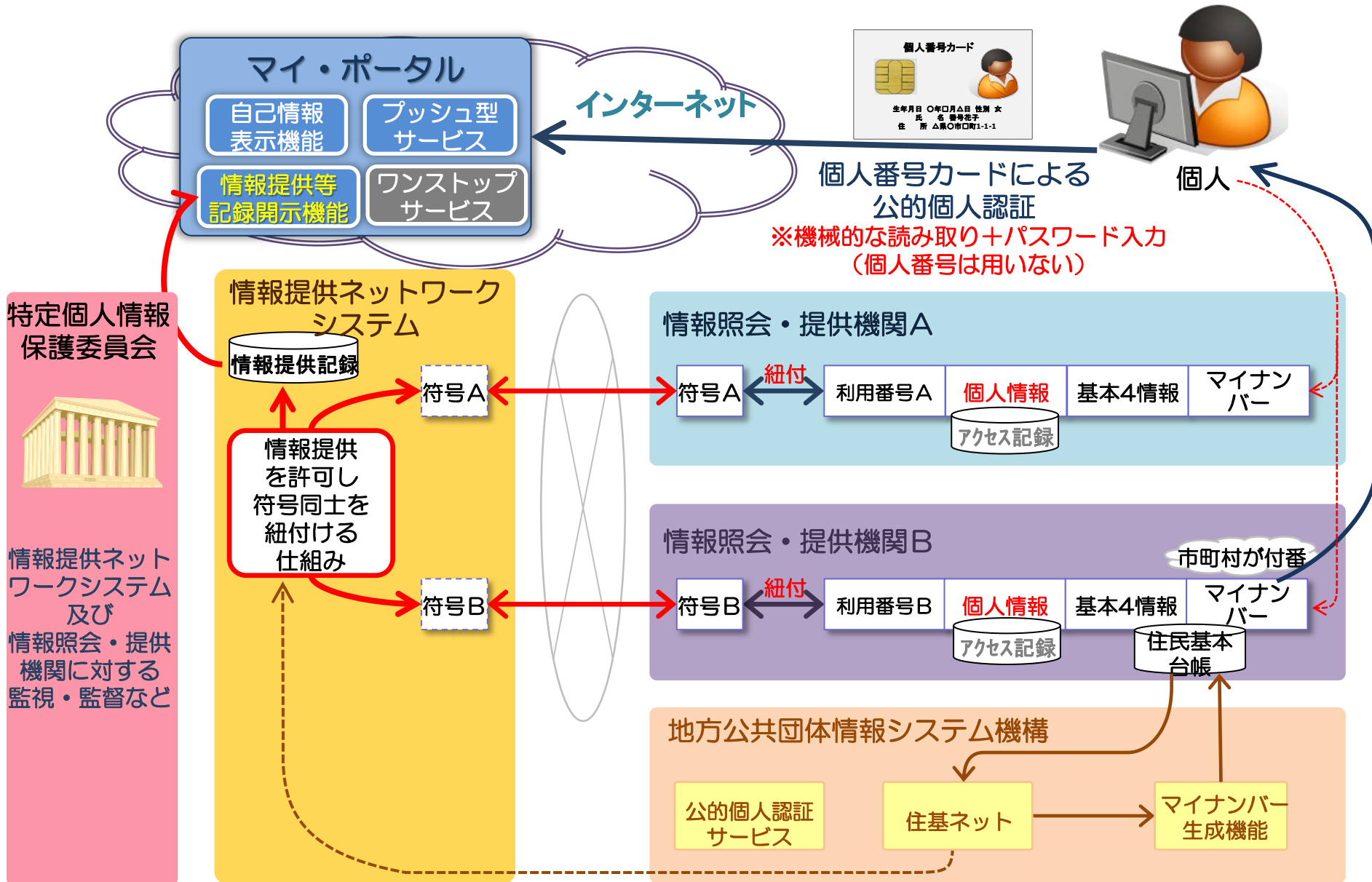
災害
対策
分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

情報連携のイメージ



※情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、個人番号を直接用いず、符号を用いることにより
芽づる式の漏洩を防止

マイ・ポータル

- ・ 政府は、法律施行後 1 年を目途として、
情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する。
(番号法附則第 6 条第 5 項)



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報について、いつ、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能（附則第6条第5項）

自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能（附則第6条第6項第1号）

プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（附則第6条第6項第2号）

ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能（附則第6条第6項第3号）

番号制度における安全・安心の確保

○番号制度では、制度面とシステム面から、マイナンバーの利用に関する安全確保の措置を講じている。

番号制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



特定個人情報保護措置

○医療保険者等は、特定個人情報の保護措置が必要になる（特に留意すべき事項は下表）

○具体的には、①物理的措置、②技術的措置、③組織的措置が必要になる

①物理的措置：例）個人番号を保管する場所の施錠、入手制限等

②技術的措置：例）特定個人情報ファイルへのファイアウォールの設置、ID・パスワードの設定等のアクセス制御等

③組織的措置：例）安全管理の責任者の設置、職員研修等

番号法上の制限及び義務	内容
利用、提供の制限	特定個人情報の目的外利用は原則禁止。ただし、生命等の保護のために必要な場合等に関限り可能（番号法第29条）。 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など番号法第19条各号に規定するものに限り可能（番号法第19条）。
収集、保管の制限	番号法第19条各号により特定個人情報の提供を受けることが可能とされている場合を除き、個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。
提供要求の制限	番号法第19条各号により特定個人情報の提供を受けることが可能とされている場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（番号法第15条）。
安全管理措置	個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じる（番号法第12条）。
特定個人情報ファイルの作成の制限	個人番号利用事務（番号法第9条第1項・2項、別表第1）及び個人番号関係事務（番号法第9条第3項）を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない（番号法第28条）。 ただし、刑事事件の捜査等のために特定個人情報の提供を行い、又は提供を受ける場合（番号法第19条第11号から第14号まで）は、必要な限度で特定個人情報ファイルを作成可能（番号法第28条）。
特定個人情報保護評価	情報保有機関は、特定個人情報ファイルの保有、変更前に、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのように軽減・緩和しているかを、情報保有機関が自ら所定の様式の評価書に記載し、公表することが必要である（番号法第27条）。

特定個人情報保護評価（P I A）

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組み。米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当
- 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合等）を踏まえた保護措置の一つ。事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼確保を目的
- 具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表する。

評価の対象

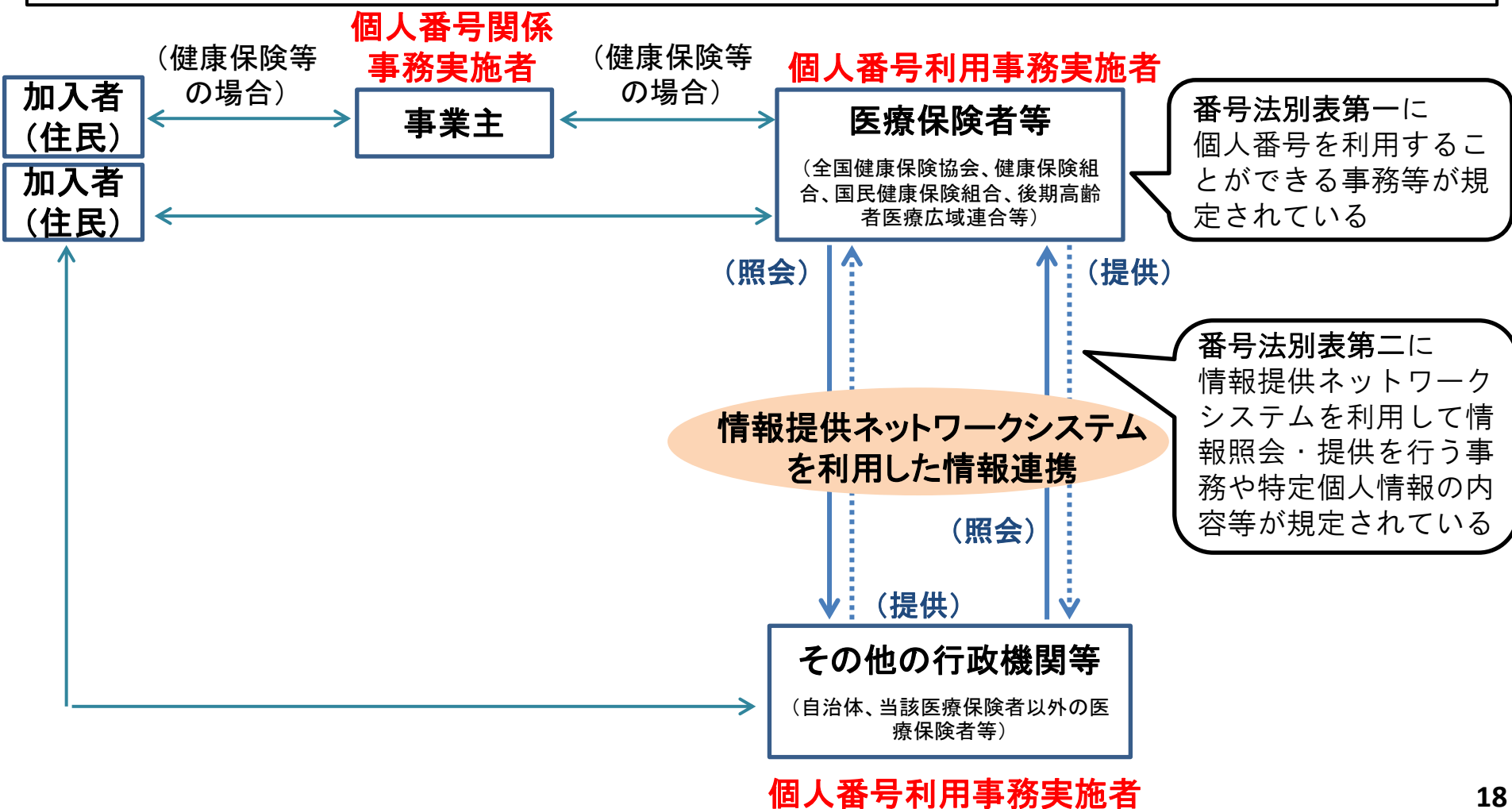
- 特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務
- ※職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数が1,000人未満の事務、情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務等は評価が義務付けられない。
- ※単一健保組合が保有する医療保険業務に係る特定個人情報ファイルは、対象外。

評価の実施時期等

- 特定個人情報ファイルを保有する前に実施。
 - ・ 特定個人情報保護評価の結果に基づきシステム設計を変更できるようにするため、システムの要件定義の終了までに実施することが原則となっており、遅くともプログラミングの開始前までに実施することが必要。
 - ・ 特定個人情報保護評価指針は、2014年4月に特定個人情報保護委員会により公表。指針の公表から半年を超えない範囲でプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に実施することができる。
 - ・ 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、評価の再実施が必要。
- 全項目評価書は、国民の意見聴取を行った上で特定個人情報保護委員会による承認を受ける必要がある。
 - ※ただし、全項目評価を実施することになる可能性があるのは、対象者数が10万人以上の特定個人情報ファイルのみ

情報照会機関から情報提供機関への照会・情報提供

- 情報照会機関は、番号法別表第2に規定する情報照会機関の事務を処理するため、対象者の同表に規定する情報（所得情報、住民票世帯情報等）を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供機関に照会
※情報照会機関は、対象者の個人番号に対応する符号、情報項目、情報提供機関の名称等を指定して送信
- 情報提供機関は、上記の情報照会機関からの照会を受け、対象者の番号法別表第2に規定する情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会機関に提供
※情報提供機関は、中間サーバーに格納された提供情報を提供



番号制度の施行に伴い整備される主な省令等

番号法別表第1に基づく主務省令

- 番号法では、個人番号を利用することができる者と利用することができる事務を、番号法別表第1に限定列挙している。
- この個人番号を利用できる事務の詳細は、番号法別表第1に基づく主務省令（※1）に規定されている。

※1「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第5号。平成26年9月10日公布。）

（別表第1の構成）

上欄：個人番号を利用することができる者

下欄：個人番号を利用することができる事務（→詳細は主務省令で規定）

番号法別表第2に基づく主務省令

- 番号法では、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報照会・提供することができる者、対象となる事務及び特定個人情報を、番号法別表第2に限定列挙している。
- この情報連携の事務及び特定個人情報の項目の詳細は、今後、番号法別表第2に基づく主務省令（※2）が策定されることとなっている。

※2 内閣府・総務省令として策定予定

（別表第2の構成）

第1欄：情報照会者

第2欄：情報照会を行う事務（→詳細は主務省令で規定）

第3欄：情報提供者

第4欄：情報提供者が提供する特定個人情報（→詳細は主務省令で規定）

【番号法別表第 1】 ※医療保険制度に関連する規定の一部抜粋

個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務 (→詳細は主務省令（内閣府・総務省令）で規定)
厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会 又は 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

【番号法別表第2】 ※医療保険制度に関連する規定の一部抜粋

情報照会者	情報照会を行う事務 (→詳細は主務省令で規定予定)	情報提供者	情報提供者が提供する特定個人情報 (→詳細は主務省令で規定予定)
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
・・・			
厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			(略)

21

番号法別表第 1 に基づく主務省令（医療保険関係） （平成26年9月10日公布）

- 被保険者又は被扶養者にかかる申請等の受理、応答などの事務
- 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証等に関する事務
- 被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、応答などの事務
- 保険給付や付加給付の支給に関する事務
- 一部負担金の減免に関する事務
- 任意継続被保険者（特例退職被保険者を含む）の保険料の納付、前納の事務等

番号制度導入に伴う厚生労働省関係省令等の改正

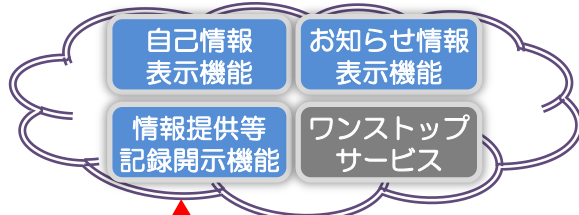
- 番号制度の導入により、医療保険者は、①個人番号が記載された申請書・届出書等の提出を受けて、提出者等の個人番号を取得する、②情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を実施し、その対象となる手続での添付書類の省略を可能とすることとなる。
- このため、厚生労働省関係省令等について、各種申請書・届出書等の様式や申請事項等に「個人番号」を追加する等の改正を行う予定。

(医療保険制度関連における申請書等の改正の一例) ※現時点で想定しているもののうちの一例

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入
全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格取得の届出の受理	健保則第24条	事業主	厚生労働大臣 (日本年金機構)	被保険者資格取得届に 個人番号を追加
全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者届の受理	健保則第38条	事業主	厚生労働大臣 (日本年金機構)	被扶養者届の記載事項 に個人番号を追加
健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の届出の受理	健保則第24条	事業主	健康保険組合	被保険者資格取得届に 個人番号を追加
健康保険組合管掌健康保険の被扶養者届の受理	健保則第38条	事業主	健康保険組合	被扶養者届の記載事項 に個人番号を追加
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請の受理	健保則第105条	被保険者 (事業主)	保険者	申請の際の記載事項に 個人番号を追加
傷病手当金の申請の受理	健保則第84条	被保険者 (事業主)	保険者	申請の際の記載事項に 個人番号を追加
国民健康保険の資格取得届	国保則第2条、第3条、第20条	被保険者	保険者	申請の際の記載事項に 個人番号を追加
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請の受理	国保則第27条の14の4	被保険者	保険者	申請の際の記載事項に 個人番号を追加
限度額適用認定の申請の受付	高確則第67条	被保険者	市町村	申請の際の記載事項に 個人番号を追加

番号制度における情報連携のシステム概要

マイ・ポータル



インターネット



個人番号カードによる
公的個人認証

※機械的な読み取り+パスワード入力
(個人番号は用いない)

【既存システム】
・業務画面の改修
・帳票様式の改修
・データベースの改修
・業務プログラムの改修
・住基ネット接続 等
【各種サーバー】
・ハードウェアの導入

特定個人情報保護委員会

H26.1.1 設置



情報提供ネットワークシステム
及び
情報照会・提供
機関に対する
監視・監督など

情報提供ネットワークシステム
(コアシステム)

情報提供記録

符号A

コアシステム



【主な機能】
○要求に応じて機関ごとに符号を生成
○符号同士の紐付け
○情報提供を許可

政府共通NW
LLGWAN等

符号生成要求

符号B

H29.1 運用開始予定

「IFシステム」

情報提供ネットワークシステム(コアシステム)と対になり、情報連携の制御を行う。

「中間サーバー」

他機関からの情報照会に自動で応じるため、特定個人情報の複製を保持する。

「医療保険者」

全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険団体連合会(ただし、国民健康保険団体連合会については、情報連携を行わないため、既存システム改修のみ)

医療保険者

符号A
団体内統合
宛名番号A
個人情報



インターフェイスシステムは内閣官房が一括開発し、各情報保有機関へ配布

中間サーバー

医療保険者分の中間サーバーは厚生労働省が一括開発。

個人番号
団体内統合
宛名番号A
基本4情報
個人情報

既存システム群

既存システムの改修は厚生労働省の補助範囲(インターフェイスシステム、中間サーバーのハードウェアを含む。)



市町村が付番



IFシステム
集約ASP

符号B
団体内統合
宛名番号B
個人情報

中間サーバー・プラットフォーム

個人番号
団体内統合
宛名番号B
基本4情報
個人情報

既存システム群

地方公共団体



住基CS
又は都道府県サーバー

地方公共団体情報システム機構
(H26.4.1 設立)

住基全国サーバー

○符号生成要求
○個人番号等照会

※中間サーバーは、医療保険者等へかかる負担を考慮し、医療保険制度ごとにとりまとめ機関を設置して集約することを想定して検討中。

医療保険者等への支援策

支援策	支援内容
番号制度導入手引き (ガイドライン)の作成	○ 医療保険者等が番号制度を理解し、制度対応に向けて必要となる業務やシステムの変更点を把握し対応ができるように、番号制度導入の手引き(ガイドライン)を取りまとめる(各制度別に作成) ○ 平成26年10月末に公表予定。この手引きについて、11月下旬～12月上旬に、医療保険者向けの説明会を全国で開催予定。 ■手引きの内容(案) ※今後変更ありうる ・番号制度対応のロードマップ ・個人番号を利用する保険事務手続 ・情報連携が必要な保険事務手続とその対象情報 ・初期突合 ・未電算医療保険者等への対応 ・中間サーバーとの接続
医療保険者等向け 中間サーバーの開発	○ 番号制度では、情報提供ネットワークシステムに接続するために、情報保有機関は「中間サーバー」(インターフェイスシステムと既存システムとの間で情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う)の設置が必要 ○ 各医療保険者等が中間サーバーを個別に開発することは、コスト面やセキュリティ面で非効率なため、<u>厚生労働省において医療保険者等向け中間サーバーに搭載するソフトウェアを一括開発して提供する</u>
各医療保険者等における既存システムの改修の補助	○ 番号制度の対応のため、医療保険者等では既存業務システム等の改修が必要である。その経費について、<u>平成26年度から28年度にかけて、厚生労働省が全額補助を行う。</u>

番号制度の導入のための既存システム改修の補助

- 番号制度の導入のための医療保険者等のシステム整備については、平成26～28年度の3カ年で、事業費ベースで約389億円が見込まれている。（国直轄を含む）
- 平成26年度予算では、システム整備のうち、平成26年度から実施する必要があるシステム設計、プログラム開発、単体テストに必要な経費について、国庫補助（10／10）として、約131億円を計上している。
- 平成27年度概算要求では、国庫補助（10／10）として、約172億円を要求しており、引き続き、必要な予算の確保を図っていく。
※27年度、28年度予算では、既存番号との紐付け作業、中間サーバー等のハードウェア導入費用、総合運用テスト等の費用を要求していく予定

	26年度予算額	27年度予算概算要求額
全国健康保険協会	8. 5億円	6. 3億円
健康保険組合	67. 9億円	97. 0億円
国民健康保険組合	16. 6億円	28. 2億円
後期高齢者医療広域連合	18. 7億円	24. 9億円

- ※1 医療保険者分としては、上記の他、中間サーバー括開発等の予算（国直轄 委託費）等を計上している
- ※2 なお、地方公共団体における後期高齢者医療に係るシステム改修経費は別途計上している
- ※3 「27年度予算概算要求額」は、平成26年8月時点のもの

当面、対応を開始すべき事項

1 番号制度の仕組みへの理解

番号制度の仕組み、全体スケジュールについて理解し、保険者内で共有する

2 現行業務の把握

マイナンバーを利用する対象業務について、現行の業務の流れ、関連する組織、利用する情報システム等を把握・明確化する

3 組織全体での準備体制の整備

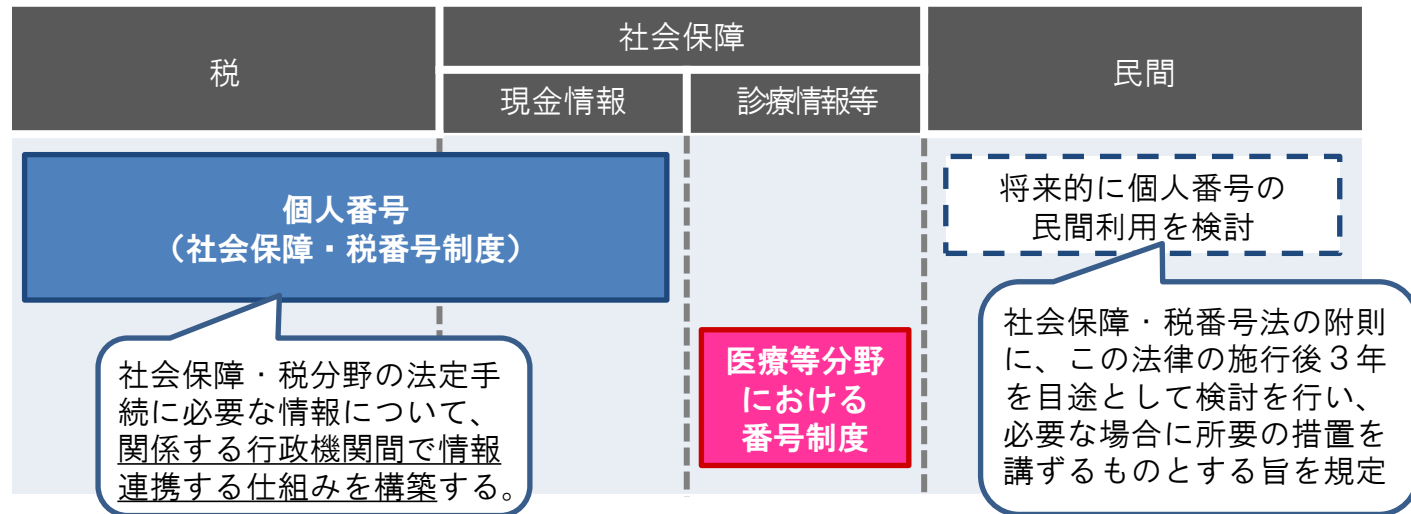
保険者や事業主などの各組織・部門にかかわるため、組織全体として番号制度に対応するための必要な準備体制を整備する

4 特定個人情報保護評価の準備

「特定個人情報保護評価指針」「指針の解説」（内閣府特定個人情報保護委員会：平成26年4月公表）に基づき、特定個人情報保護評価の仕組みを理解する

医療等分野における番号制度の活用等について

- 社会保障・税番号制度は、行政機関等を情報連携対象として、社会保障・税・災害対策の各分野で利用することとされている。
- 医療等分野での番号制度の活用等については、平成24年4月に医療関係者や保険者、情報政策の有識者による検討会を設置し、同年9月に報告書を取りまとめた。この中で、医療等分野での番号の活用については、利用場面をわかりやすい形で提示し、必要性を含め検討する必要があるとされた。



(参考)「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」(平成24年9月12日・「社会保障分野サブワーキンググループ」及び「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」)

Ⅲ. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について

- マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。
 - ※ 政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。
- 残された論点は多く、特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)については、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で、できるだけ速やかに提示し、その必要性を含め検討する必要がある。また、医療等の分野における情報の利活用と保護のための環境整備を進めることの重要性や、本検討会における議論等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

- 社会保障・税番号制度の具体的な制度設計等を踏まえつつ、医療等分野における番号の必要性や具体的な利用場面等について検討を行う。
- 第1回を5月30日、第2回を6月24日、第3回を7月24日に開催。第4回は9月30日予定。年内に一定のとりまとめを目指す。

研究会設置までの経緯

- ・医療等分野における番号の活用等については、医療関係者、保険者、情報政策の有識者等による検討会で、平成24年9月に「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」がとりまとめられた。
- ・この中で、医療等分野における番号の活用については、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要があるとされた。
- ・一方で、社会保障・税番号制度については、平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が成立し、現在、施行に向けて制度の詳細設計が行われている。

検討事項

- ・医療等分野における番号の具体的な利用場面
- ・当該番号を活用した情報連携基盤
- ・当該基盤に係る技術検証並びに費用及び効果等

構成員

飯山 幸雄	国民健康保険中央会常務理事
石川 広己	日本医師会常任理事
大道 道大	日本病院会副会長
大山 永昭	東京工業大学情報工学研究所教授
貝谷 伸	全国健康保険協会理事
金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授【座長】
佐藤 慶浩	日本ヒューレット・パカード（株）個人情報保護対策室室長
霜鳥 一彦	健康保険組合連合会理事
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
田尻 泰典	日本薬剤師会常務理事
富山 雅史	日本歯科医師会常務理事
馬袋 秀男	『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会特別理事
樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
南 砂	読売新聞東京本社調査研究本部長
森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科特任准教授【座長代理】

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（平成25年6月14日・閣議決定）＜抜粋＞

○ 医療情報の利活用推進と番号制度導入

・地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

日本再興戦略 改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日・閣議決定）＜抜粋＞

①健康・医療分野におけるICT化に係る基盤整備

・医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る。

世界最先端 IT国家創造宣言（平成26年6月24日・閣議決定）＜抜粋＞

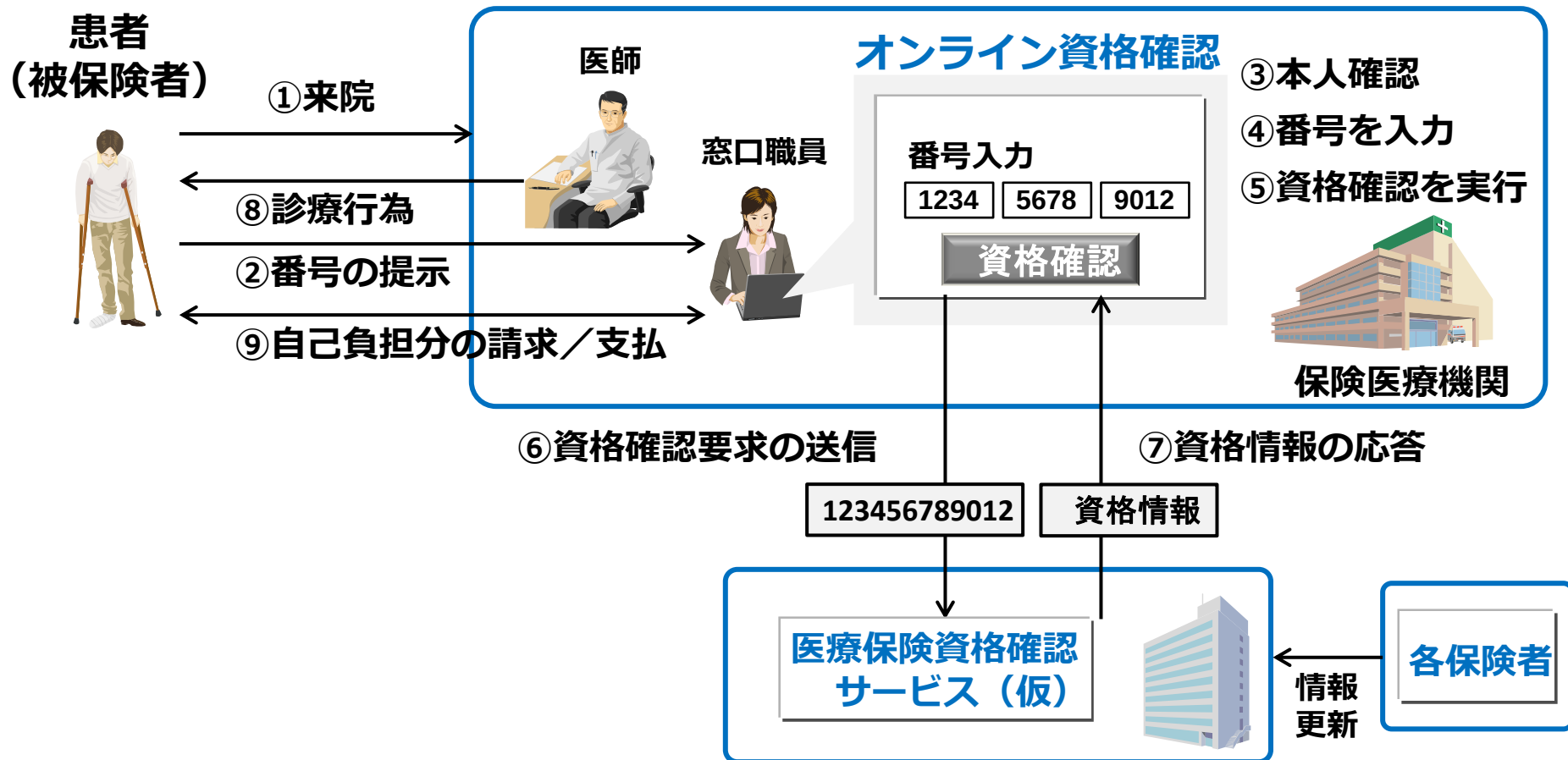
Ⅱ 3 （1）利便性の高い電子行政サービスの提供

・個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

オンラインでの医療保険資格確認（イメージ）

（出典：第3回 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会資料）

実施イメージ図

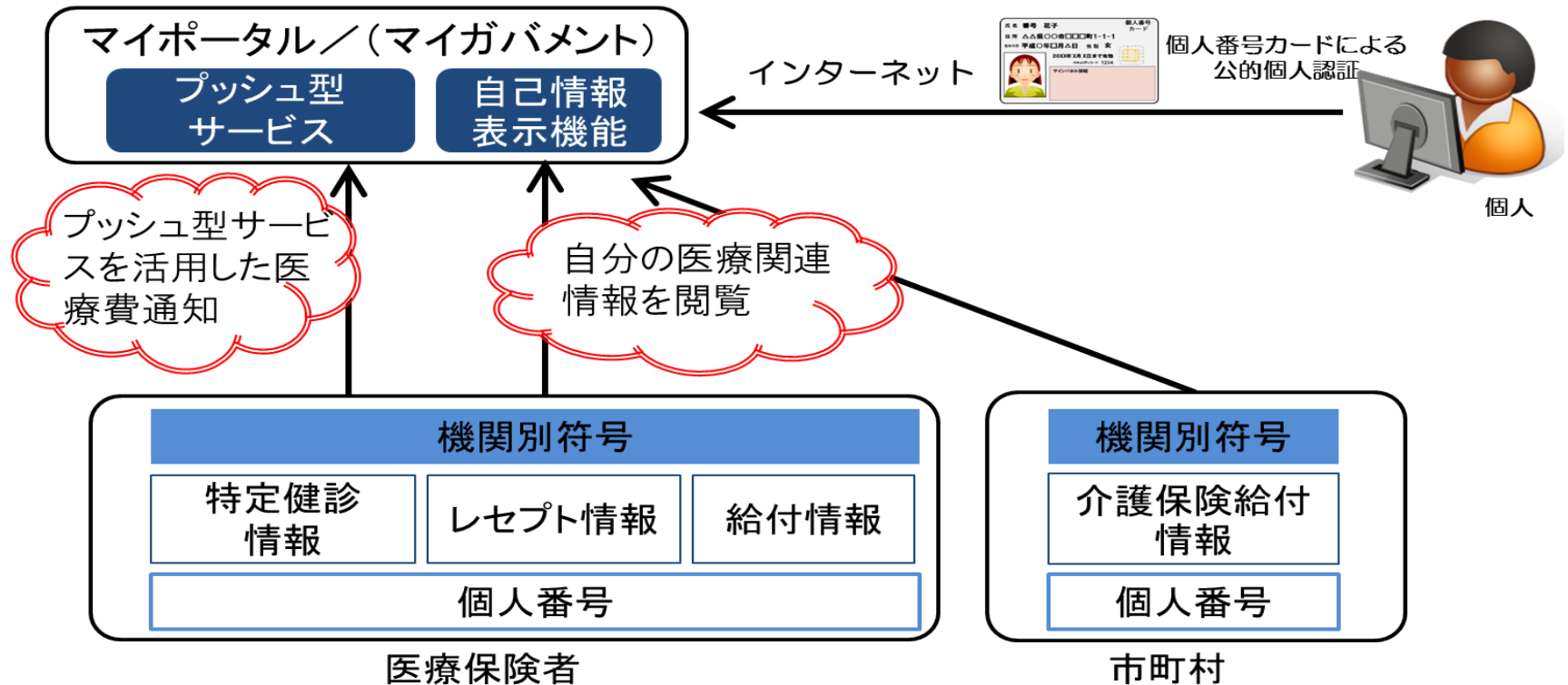


医療関連情報の表示（イメージ）

（出典：第3回 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会資料）

実施イメージ図

ユースケース：マイポータルの活用による自己の医療関連情報の表示



※個人番号の利用事務に該当するか否かの法的整理が必要

※内閣官房において、マイナンバー利用事務に限らず、官民連携による身近で利便性の高いサービスを提供する「マイガバメント」も検討されている

※IT戦略本部マイナンバー等分科会中間まとめ（抜粋）

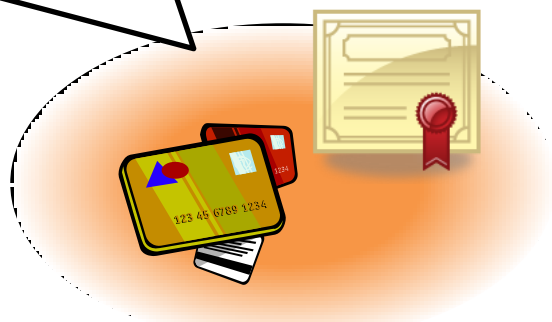
「特定個人情報以外の、医療・介護・健康等に係る自己情報についても、公的個人認証等による本人確認により、マイガバメント上で適時に分かりやすい形式で閲覧できるよう、様式の標準化等も含め、検討する。」

個人番号カードの普及・利活用

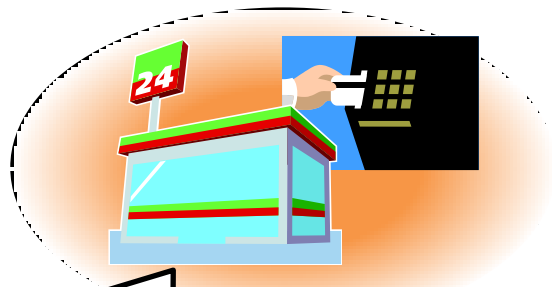
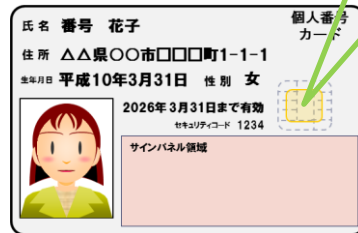
平成26年5月20日
IT戦略本部マイナンバー等分科会
中間とりまとめ概要(抜粋)

「世界最先端のIT利活用社会」実現に向け、日本国に住民票のある人であれば誰でも取得できる実生活／オンラインの本人確認手段として、個人番号カードの普及・利活用を拡大

職場・役所・病院等で必要なカード類(健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書等)や、紛失等の恐れのある国家資格等の資格の証明書を、個人番号カードに一体化／一元化



個人番号カードで利用できる、安全・安心なオンライン本人確認手段である公的個人認証サービスについて、対面・書面に代えて、官民の様々な手続きに利用を拡大



窓口外、時間外の利用が可能なコンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスを拡大



身近な公的身分証明書として、様々な官民の本人確認を要する場面で利用できるようにするとともに、取得に係る本人負担を軽減

マイポータル／マイガバメントの構築

平成26年5月20日
IT戦略本部マイナンバー等分科会
中間とりまとめ概要(抜粋)

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム（いわゆるマイポータル）を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する（※名称については見直しを検討）

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報（政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等）を提供

ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要な官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み（マイポータル／電子私書箱）
（例：生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等）

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤
（例：民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等）



サポートを受けながらの利用や
代理人による利用に係る環境整備



スマートフォンやCATV等、
利用チャンネルや認証手段を拡大

参考：主な関係者・システム等の内容

主な関係者	内容
地方公共団体情報システム機構（J-LIS）	地方公共団体情報システム機構法に基づく地方共同法人。個人番号生成機関である。
国民等	住民票を有する全ての方に対して、住所地の市町村長が「個人番号」指定し、通知する。
法人等	国税庁長官が国や地方自治体、登記している法人、法令に基づき設置されている登記のない法人、一定の人格のない社団法人に対して、固有の番号である「法人番号」を通知する。
情報保有機関	情報提供ネットワークに接続し、これを用いて情報連携を行う行政機関、地方公共団体、独立行政法人、及びその他行政事務を処理する者（医療保険者等が含まれる）
特定個人情報保護委員会	個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じる第三者機関

主なシステム等	内容
情報提供ネットワークシステム	番号法別表第2に規定されている情報照会者が取り扱う事務について、情報提供者が保持している特定個人情報との連携を実現するための仕組み
医療保険者等向け中間サーバー	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム・インターフェイスシステムと既存業務システムとの情報の授受を仲介する役割を担うもの
マイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）	マイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をどの行政機関がいつ、どことやり取りしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるもの

平成26年度厚生労働省委託事業
医療保険者等における番号制度の活用に関する調査研究事業
～医療保険者等における番号制度導入に関する説明会～

説明会資料
番号制度導入における
医療保険者等への影響

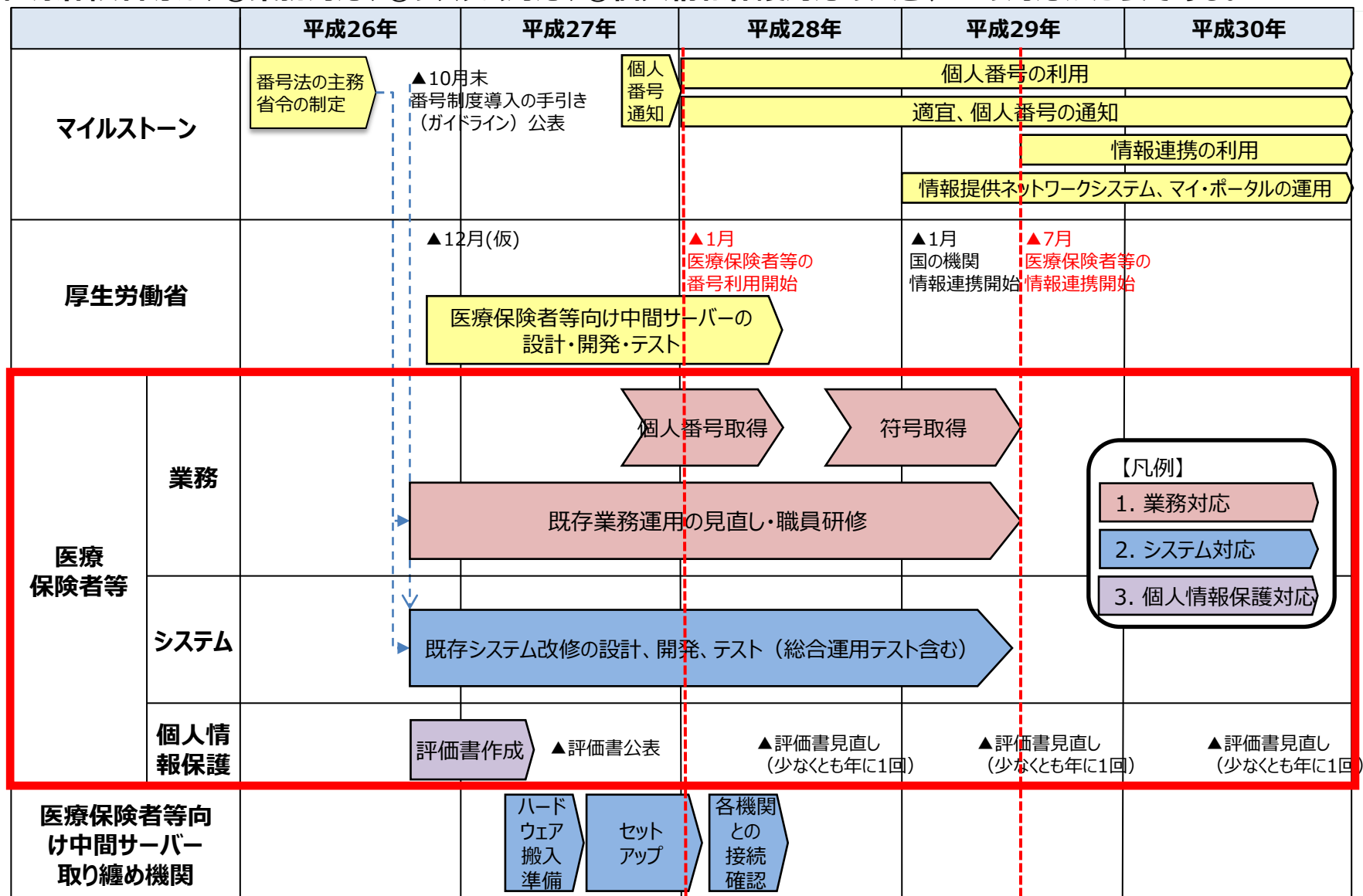
平成26年9月

日本システムサイエンス株式会社

※説明資料につきましては、番号制度の関連法令等や影響範囲、対応方針の検討状況についてできるだけ最新の状況をお伝えするため、適宜更新していく所存です。事前ダウンロード頂いた資料とその後の掲載資料や説明会配付資料の内容が異なる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

医療保険者等の対応スケジュールについて

医療保険者等は、①業務対応、②システム対応、③個人情報保護対応の大きく3つの対応が必要である。

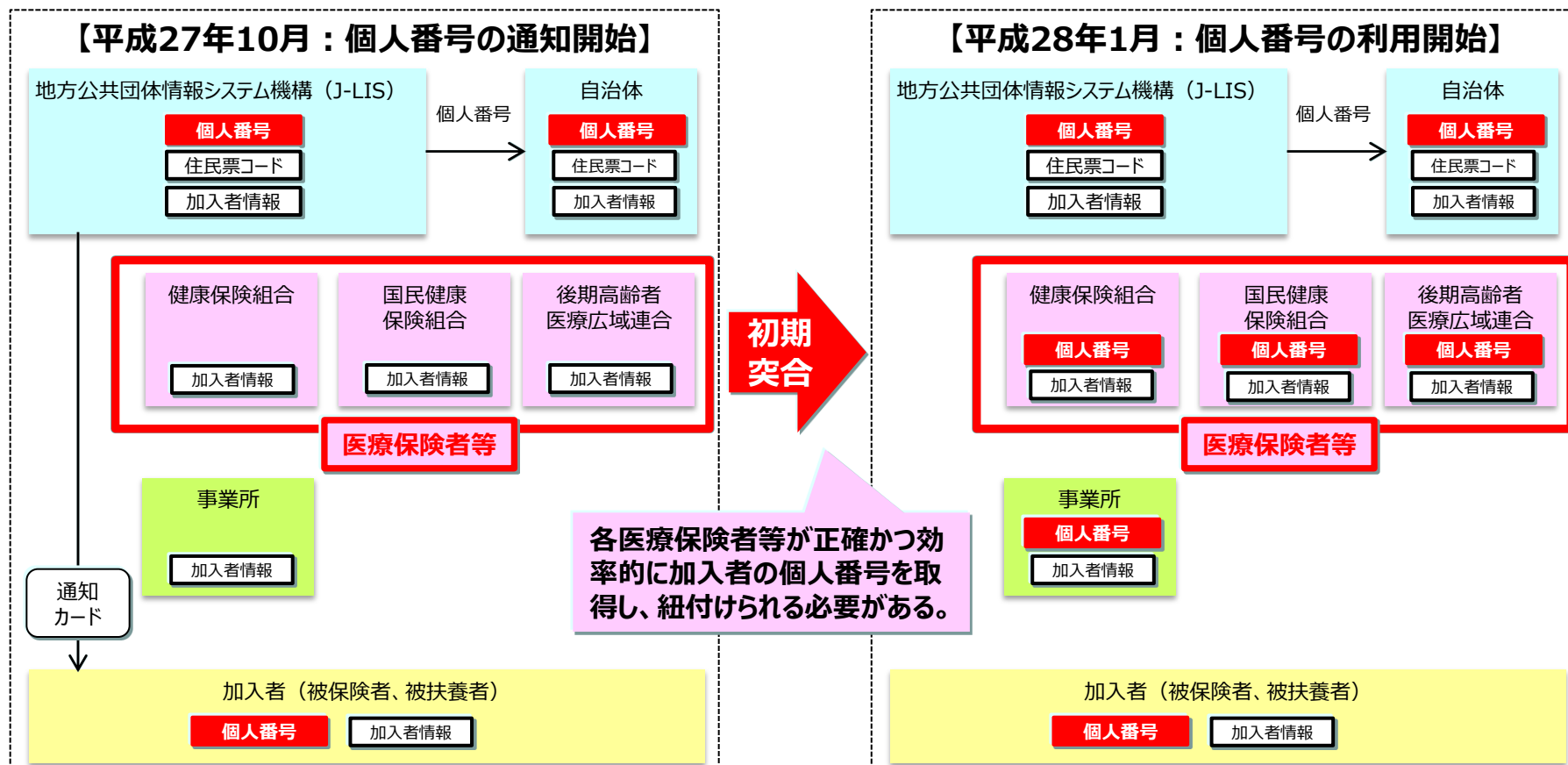


1.業務対応

1.1 初期突合

- 番号制度での個人番号の利用開始にあたっては、医療保険者等が保有する加入者情報に対して **個人番号** を紐付ける作業が必要となる。また、情報連携を行うためには、**符号** の取得が必要となる。

【初期突合のイメージ】



※初期突合の具体的な方法等については、10月末公表予定の「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」で示す。

1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.1 番号利用開始に伴う業務対応

- 番号法別表第一の主務省令で規定される、被保険者の資格取得・喪失、及び給付関連の事務で医療保険者等が個人番号を利用できる。
- 個人番号を追加する帳票（申請・届出や通知、証明書等）については、厚生労働省の関係省令等（健康保険法施行規則等）によって規定される予定である。

【個人番号の利用事務（番号法別表第一の主務省令※平成26年9月10日公布）】

番号法別表第一の項番	個人番号の利用主体	具体的な手続き例
2	全国健康保険協会※ 健康保険組合 ※船員保険に係る事務は別表第一の項番4に規定されている。	・被保険者若しくはその被扶養者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票又は特別療養費受給票に関する事務 ・被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・任意継続被保険者の保険料の納付又は任意継続被保険者の保険料の保険料の前納に関する事務
30	国民健康保険組合	・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第七十六条一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務
59	後期高齢者医療広域連合	・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・高齢者医療確保法第百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務

1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.2 本人確認の方法

- 個人番号が記載された申請・届出を受ける場合には、医療保険者等は番号法施行規則等で規定された本人確認措置をとる必要がある。
- 具体的には個人番号カード又は通知カードと身元（実在）を証明できる書類等の提示を受ける必要がある。

【本人から個人番号の提供を受ける場合】

	番号確認	身元（実存）確認
対面・郵送 (注1)	① 個人番号カード【法16】 ② 通知カード【法16】 ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12①】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合【則3①】 ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者） イ 住民基本台帳の確認（市町村長） ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの） ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。	① 個人番号カード【法16】 ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1①一、則2一】 ③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）【則1①二、則2二】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則1①三、則3②】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの） ⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元（実存）確認書類は要しない。【則3⑤】
	① 個人番号カード（ICチップの読み取り）【則4一】 ② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）【則4ニイ】 イ 住民基本台帳の確認（市町村長）【則4ニイ】 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則4ニイ】 エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則4ニロ】 ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。	① 個人番号カード（ICチップの読み取り）【則4一】 ② 公的個人認証による電子署名【則4ニハ】 ③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則4ニ二】 ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。
オンライン		
電話 (注2)	① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則3①三】 ② 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）【則3①一】 ③ 住民基本台帳の確認（市町村長）【則3①二】	○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則3④】 ※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.2 本人確認の方法

【本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
対面・郵送 (注1)	① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6①一】 ② 任意代理人の場合には、委任状【則6①二】 ③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【則6①三】 ※ 本人の健康保険証などを想定。	① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7①一】 ② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）【則7①二】 ②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの）【則7②】 ③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9①】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの） ⑤ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元（実存）確認書類は要しない【則9④】	① 本人の個人番号カード又はその写し【則8】 ② 本人の通知カード又はその写し【則8】 ③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合 ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）【則9⑤一】 イ 住民基本台帳の確認（市町村長）【則9⑤二】 ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9⑤三】 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）【則9⑤四】 ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行する書類、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。
オンライン	○ 本人及び代理人の i 氏名、ii 生年月日又は住所、並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10一】 ※ 電子的に作成された委任状、代理人の事前登録などを想定。	○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10二】 ※ 公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。	① 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）【則10三イ】 ② 住民基本台帳の確認（市町村長）【則10三イ】 ③ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則10三イ】 ④ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）若しくはその写し又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則10三ロ】 ※ 個人番号カード、通知カードの写しを別途送付・PDFファイルの添付送信などを想定。
電話 (注2)	○ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則9③】 ※ 本人と代理人との関係、基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。		① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則9⑤三】 ② 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）【則9⑤一】 ③ 住民基本台帳の確認（市町村長）【則9⑤二】

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

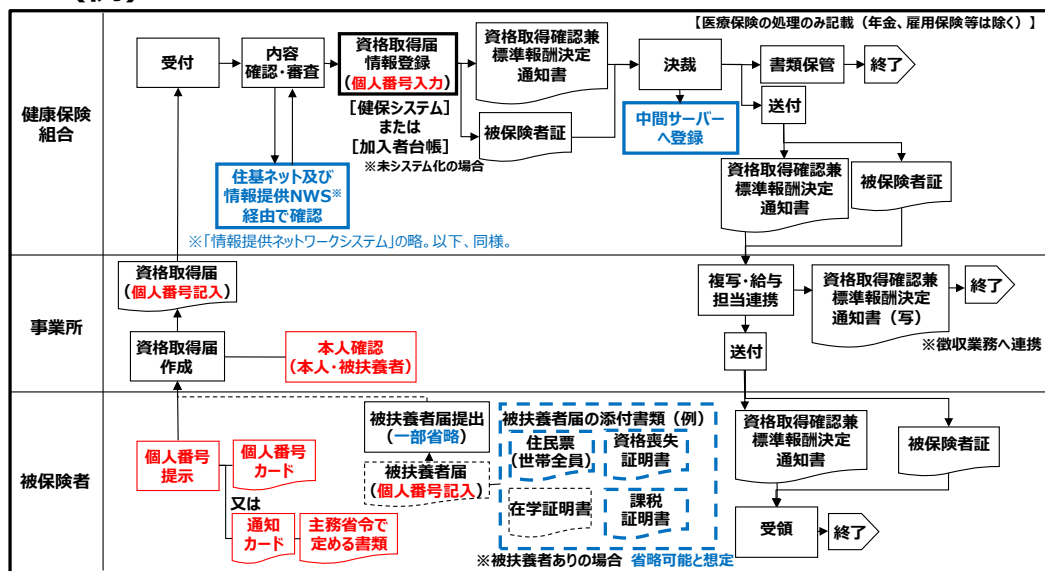
1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.3 番号利用開始後から情報連携開始前における業務の流れ（イメージ）

- 業務の流れの凡例を示す。

【業務の流れ】（例）



【凡例】



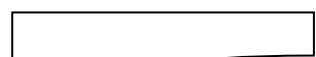
システムにて処理を行う業務を示す



手作業にて処理を行う業務を示す



太枠線内の業務を行うシステムの名称を示す



必要となる帳票を示す（出力、提示又は郵送）



場合によって、必要となる帳票を示す（出力、提示又は郵送）

赤文字

番号利用開始によって変更になると考えられる部分を示す

青文字

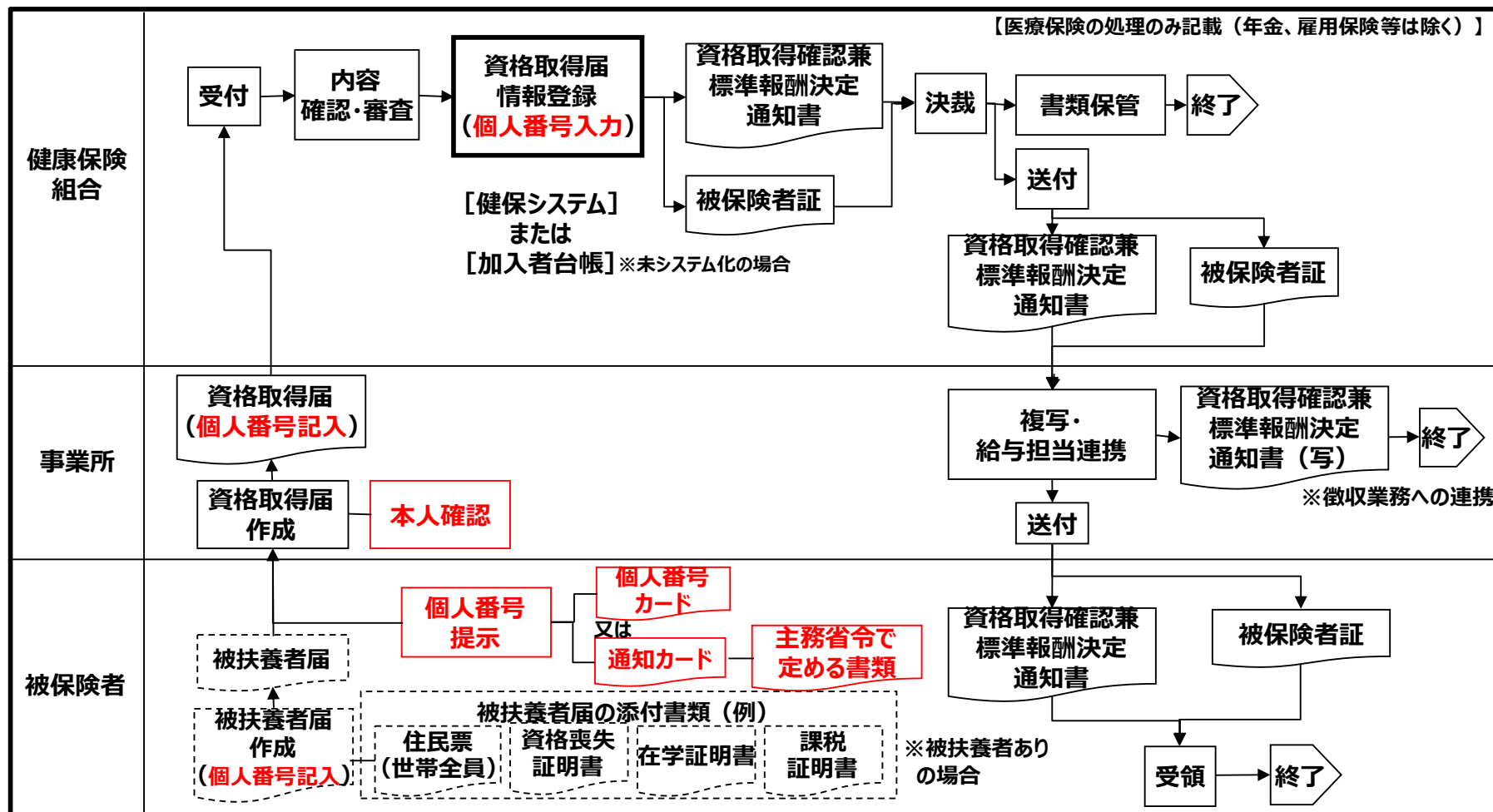
情報連携開始によって変更になると考えられる部分を示す

1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.3 番号利用開始後から情報連携開始前における業務の流れ（イメージ）

- 健康保険組合を例に、適用（資格取得）の流れを示す。
- 事業所での本人確認、健康保険組合での個人番号の入力作業が発生する。

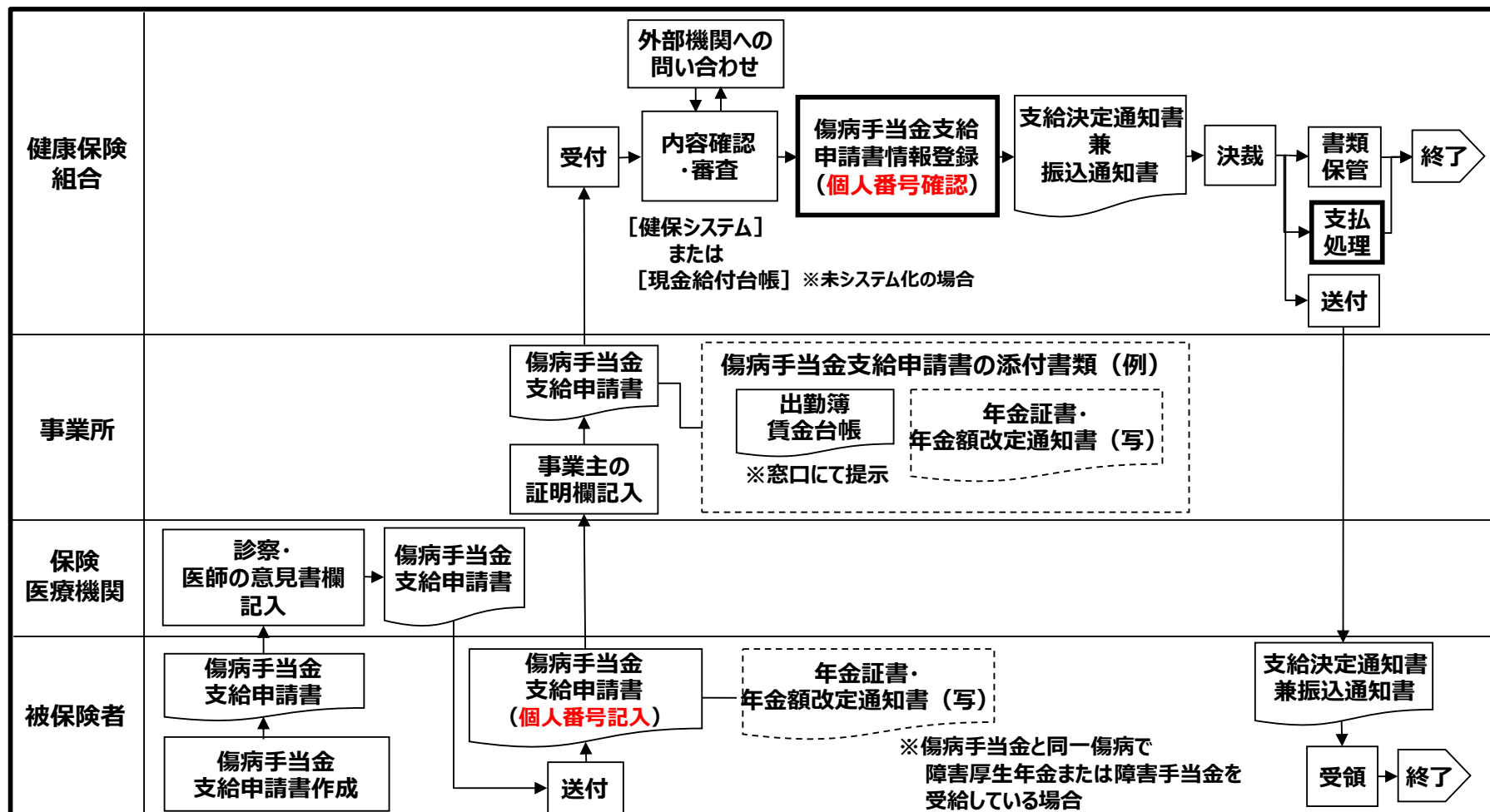


1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.3 番号利用開始後から情報連携開始前における業務の流れ（イメージ）

- 健康保険組合を例に、給付（傷病手当金）の流れを示す。
- 健康保険組合での個人番号の確認作業が発生する。

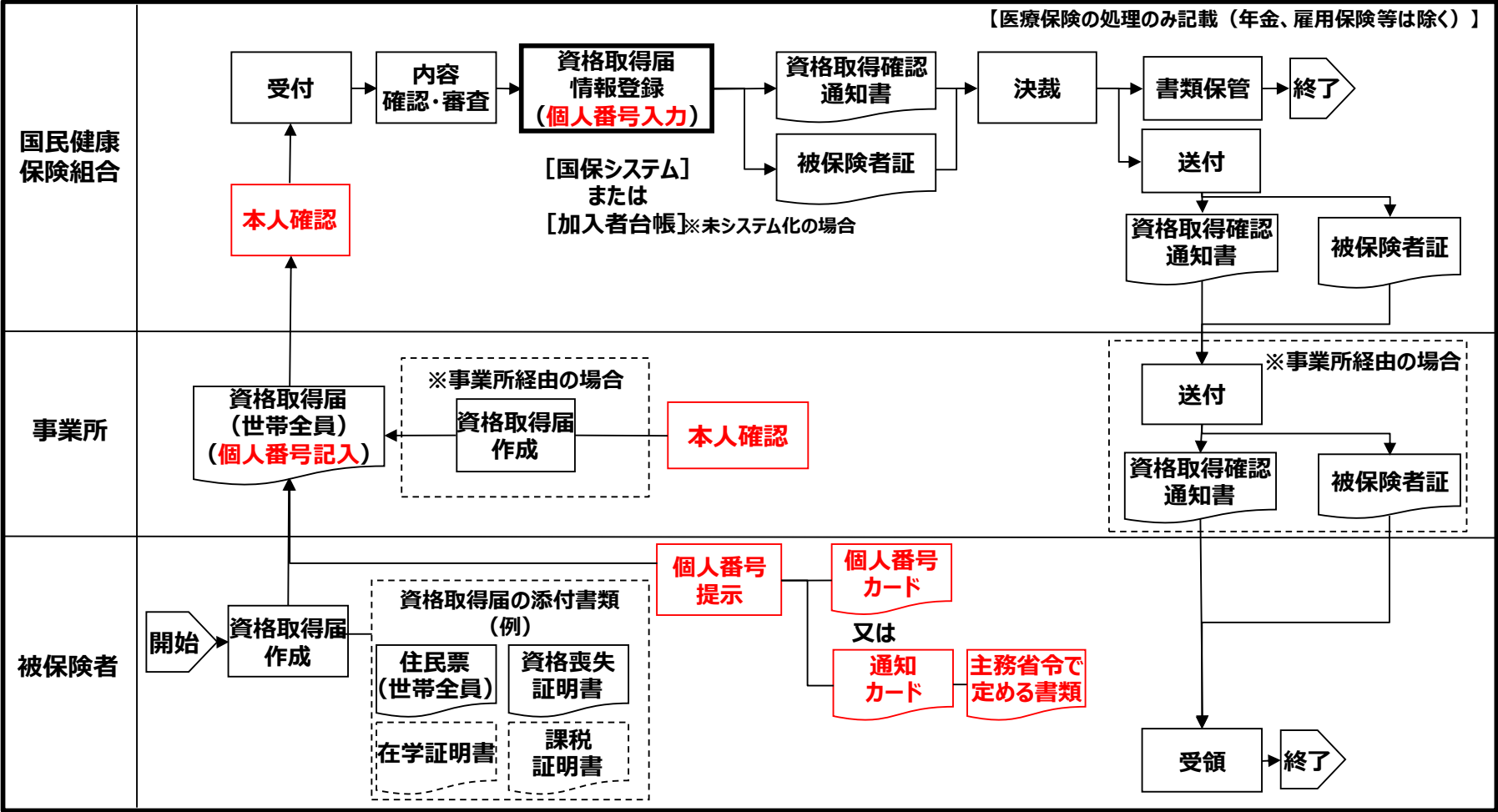


1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.3 番号利用開始後から情報連携開始前における業務の流れ（イメージ）

- 国民健康保険組合を例に、適用（資格取得）の流れを示す。
- 国民健康保険組合（又は事業所）での本人確認、国民健康保険組合での個人番号の入力作業が発生する。

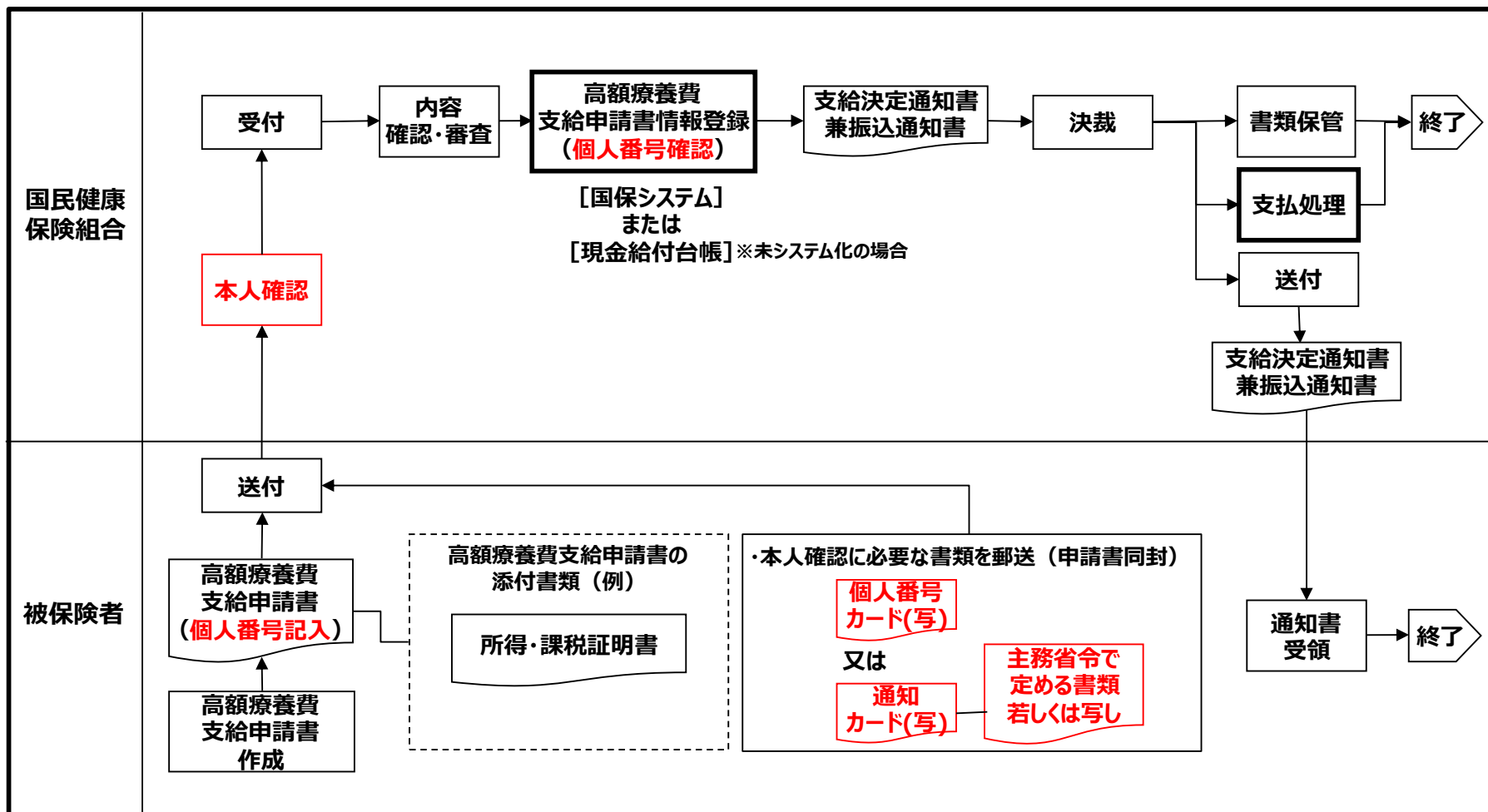


1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.3 番号利用開始後から情報連携開始前における業務の流れ（イメージ）

- 国民健康保険組合を例に、給付（高額療養費）の流れを示す。
- 国民健康保険組合での本人確認、個人番号の入力作業が発生する。

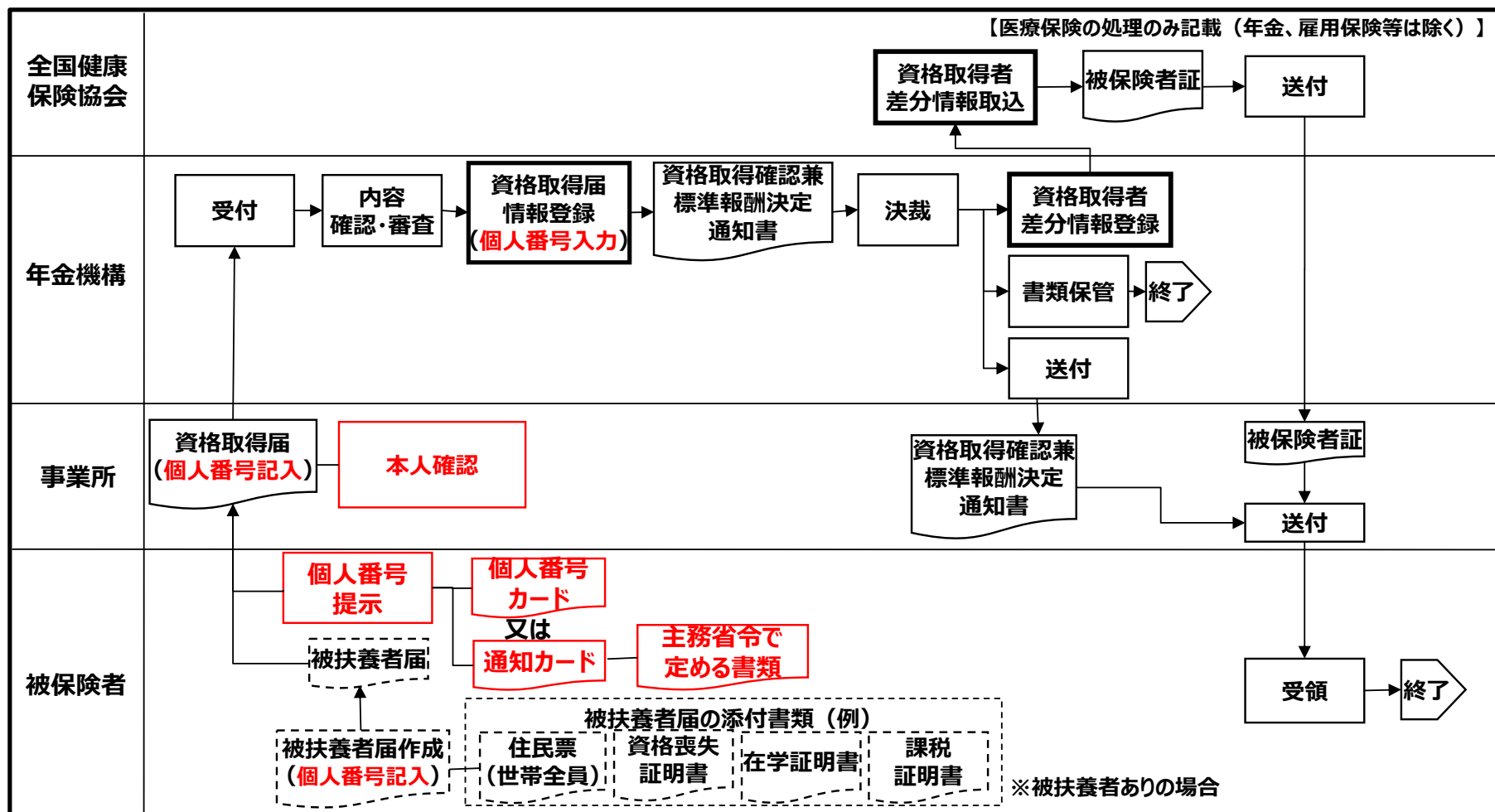


1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.3 番号利用開始後から情報連携開始前における業務の流れ（イメージ）

- 全国健康保険協会を例に、適用（資格取得）の流れを示す。
- 事業所での本人確認、日本年金機構での個人番号の入力作業が発生する。

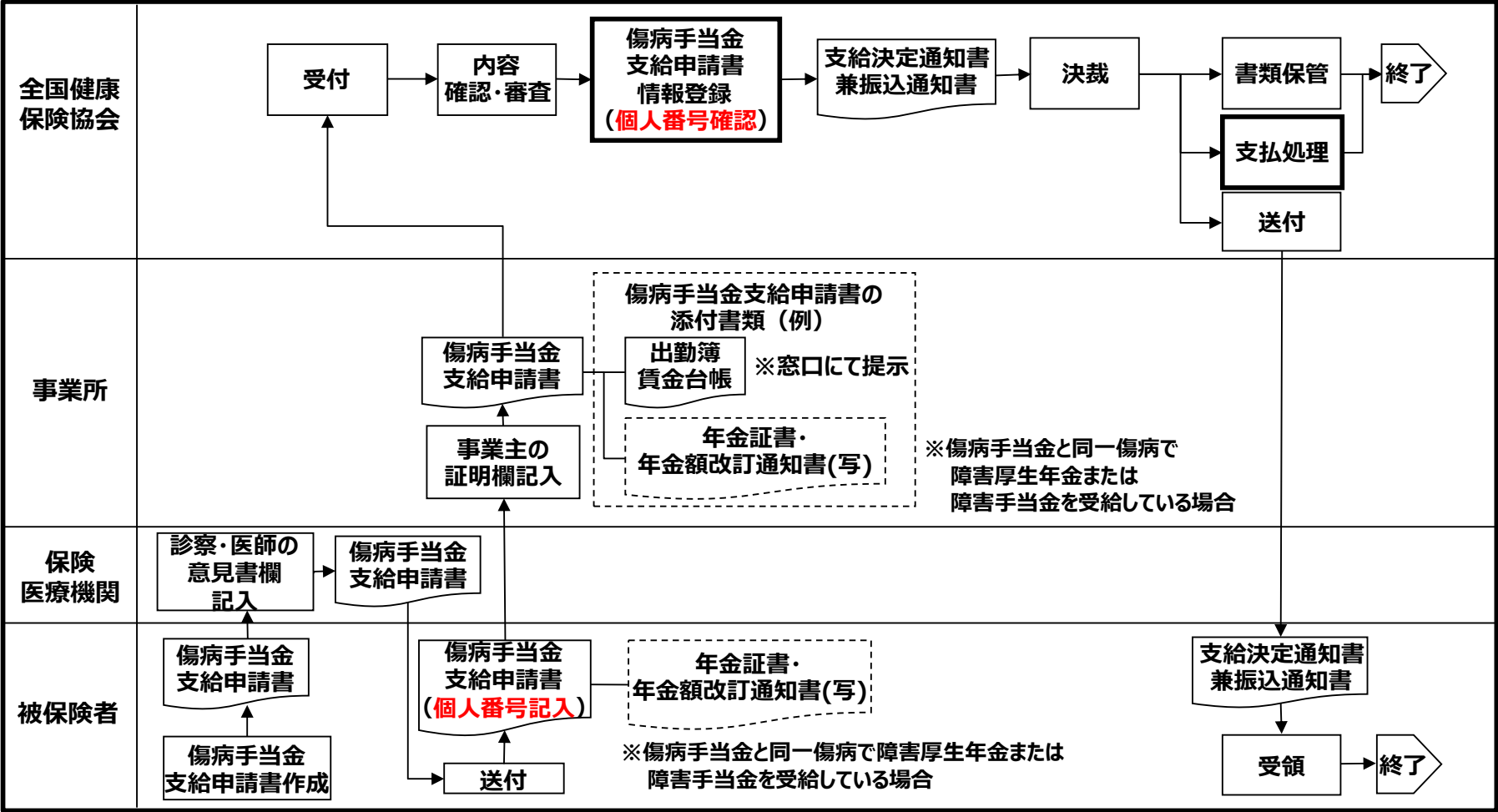


1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.3 番号利用開始後から情報連携開始前における業務の流れ（イメージ）

- 全国健康保険協会を例に、給付（傷病手当金）の流れを示す。
- 事業所での本人確認、全国健康保険協会での個人番号の確認作業が発生する。

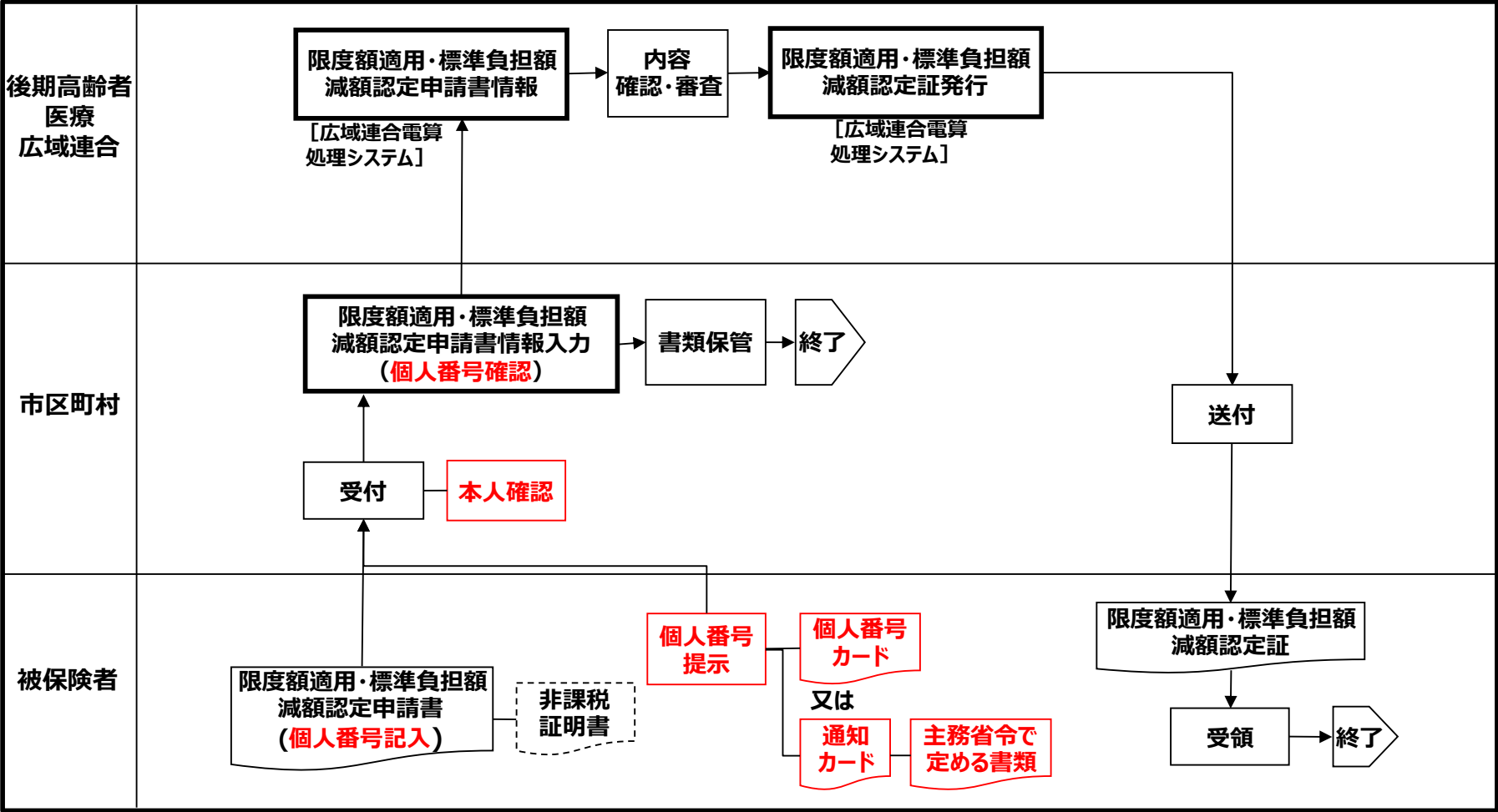


1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.3 番号利用開始後から情報連携開始前における業務の流れ（イメージ）

- 後期高齢者医療広域連合を例に、限度額適用・標準負担額減額認定の流れを示す。
- 市区町村での本人確認、個人番号の確認作業が発生する。



1.業務対応

1.2 番号利用開始

1.2.4 番号利用開始に向けたポイントと今後の対応

#	項目	ポイントと今後の対応
1	具体的な対象事務の決定	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第5号）が公布され、番号法別表第一に掲げられた番号利用事務について、それぞれ具体的な内容が定められている。 ・また、内閣官房において「デジタルP M O」という社会保障・税番号制度に関する情報共有を目的としたサイトが立ち上げられており、当該サイトにおいて、①番号利用事務に該当する具体的な事務、②情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う具体的な事務、③各種申請書の様式等の改正の有無 等の整理が掲載されている。
2	個人番号を追加する各種申請様式等の決定	・内閣官房において「デジタルP M O」という社会保障・税番号制度に関する情報共有を目的としたサイトが立ち上げられており、当該サイトにおいて、①番号利用事務に該当する具体的な事務、②情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う具体的な事務、③各種申請書の様式や申請事項等の改正の概要 等の整理が掲載されている。
3	各保険者における社会保障・税番号制度の理解や、業務の流れの見直し等	・各医療保険者等においては、職員に対する社会保障・税番号制度の周知を図るとともに、上記のような情報を踏まえ、番号利用事務となる具体的な事務、業務の流れの確認を進める。

1.業務対応

1.3 情報連携の事務

1.3.1 情報連携開始に伴う業務対応（情報照会者として・情報提供者として）

- 医療保険者等は、その事務を行うに当たり、情報連携の情報照会側になることが予定されている。

情報照会を行う事務や特定個人情報の内容は番号法別表第二に規定されている。

（現時点で想定されている具体的な情報連携を行う事務の一例）

情報照会者	情報照会を行う事務	情報提供者	情報提供者が提供する特定個人情報
健康保険組合 全国健康保険協会	傷病手当金の支給に関する事務	日本年金機構等	年金給付関係情報
		(略)	(略)
国民健康保険組合	高額療養費の支給に関する事務	市町村長	地方税関係情報
		(略)	(略)
後期高齢者医療広域連合	限度額適用・標準負担額減額認定に関する事務	市町村長	地方税関係情報

- 医療保険者等は、他の行政機関等が行う事務に関し、情報連携の情報提供側になることが予定されている。

情報提供する必要がある特定個人情報は番号法別表第二に規定されている。

（現時点で想定されている具体的な情報連携を行う事務の一例）

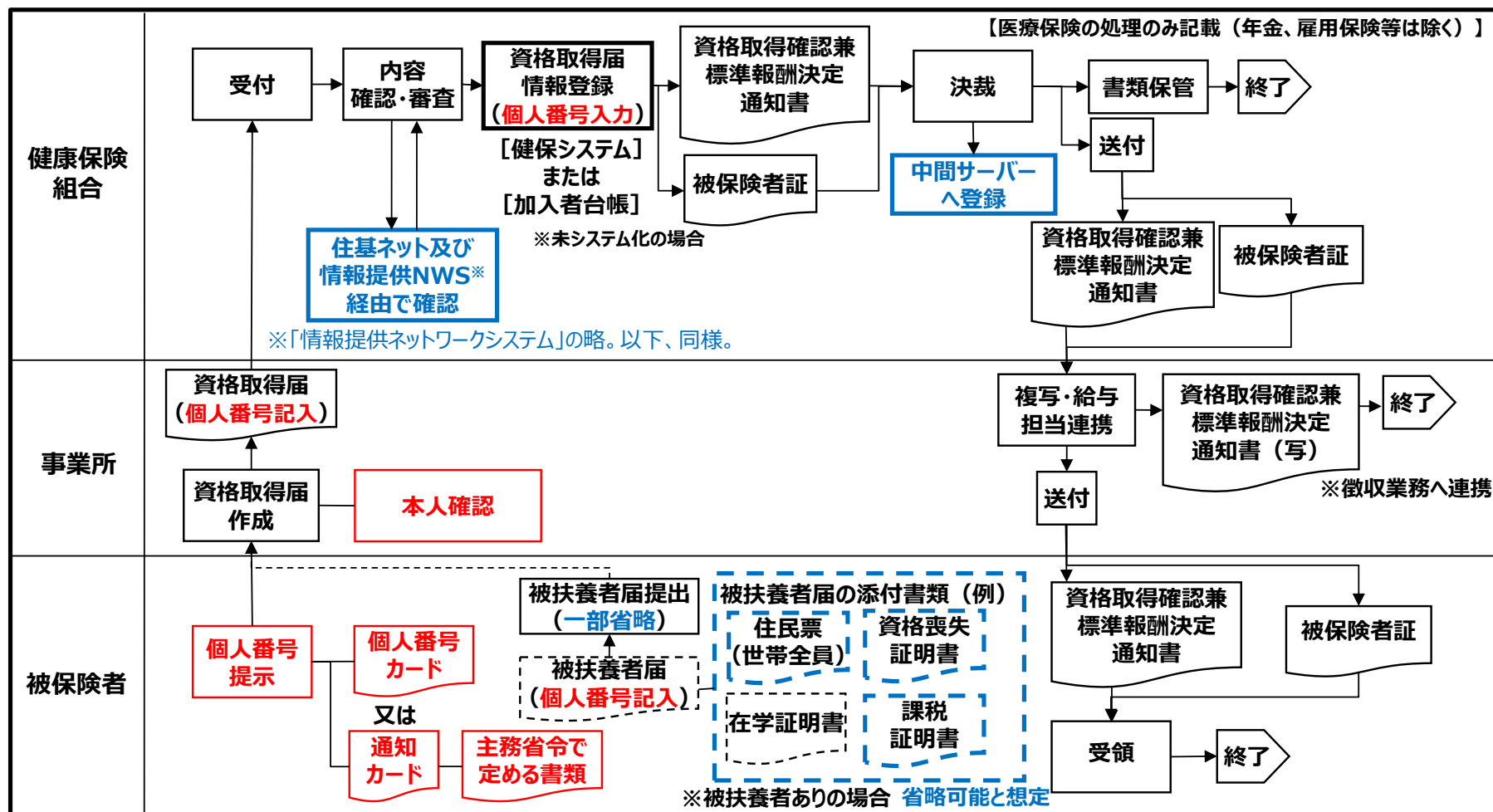
情報照会者	情報照会を行う事務	情報提供者	情報提供者が提供する特定個人情報
厚生労働大臣 （公共職業安定所長）	傷病手当の支給に関する事務	健康保険組合、全国健康保険協会、 国民健康保険組合等	医療保険給付関係情報
		(略)	(略)
市町村長	市町村国保の被保険者の資格取得に係る届出の確認（健康保険組合等からの異動）	健康保険組合、全国健康保険協会、 国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等	医療保険給付関係情報 （資格喪失年月日等を想定）
都道府県知事等	生活保護の決定、実施に関する事務	健康保険組合、全国健康保険協会、 国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等	医療保険給付関係情報
		(略)	(略)

1.業務対応

1.3 情報連携の事務

1.3.2 情報連携開始後における業務の流れ（イメージ）

- 健康保険組合を例に、適用（資格取得）の流れを示す。
- 情報連携によって資格取得届出時に被扶養者届の添付書類（住民票等）を省略できる想定である。

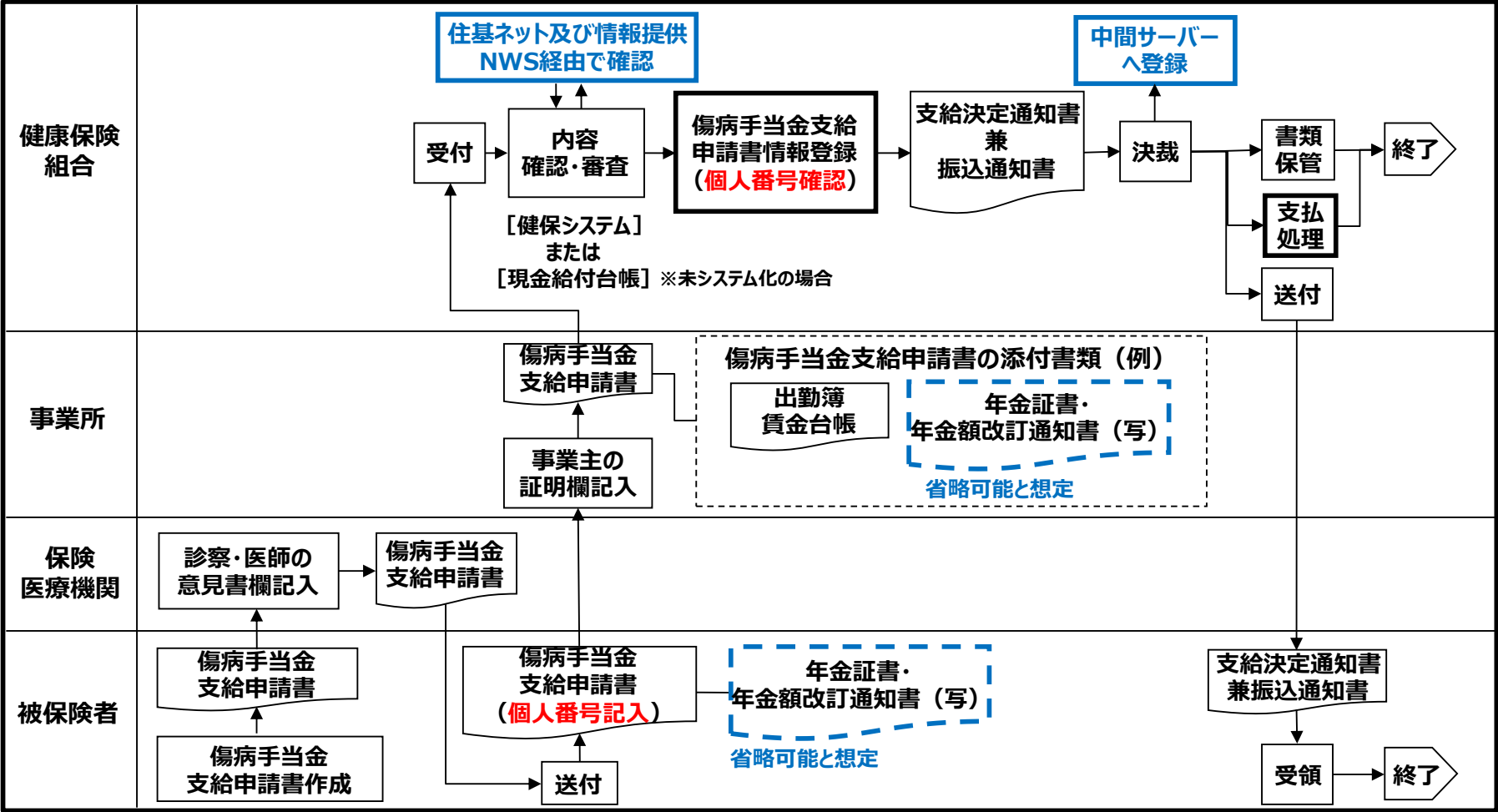


1.業務対応

1.3 情報連携の事務

1.3.2 情報連携開始後における業務の流れ（イメージ）

- 健康保険組合を例に、給付（傷病手当金）の流れを示す。
- 情報連携によって支給申請時に年金証書・年金額改定通知書の添付を省略できる想定である。

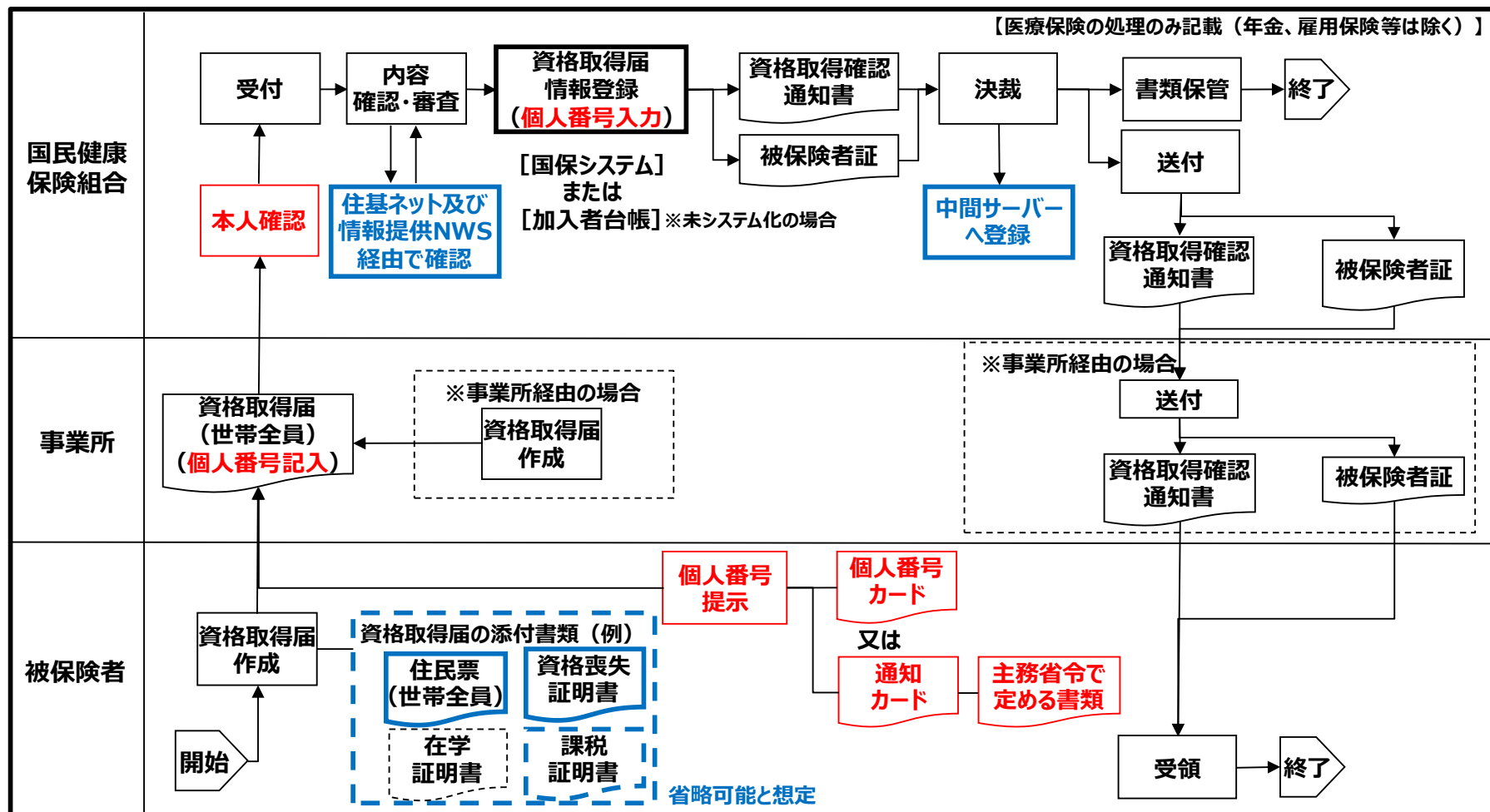


1.業務対応

1.3 情報連携の事務

1.3.2 情報連携開始後における業務の流れ（イメージ）

- 国民健康保険組合を例に、適用（資格取得）の流れを示す。
- 情報連携によって資格取得届出時に資格喪失証明書等の添付を省略できる想定である。

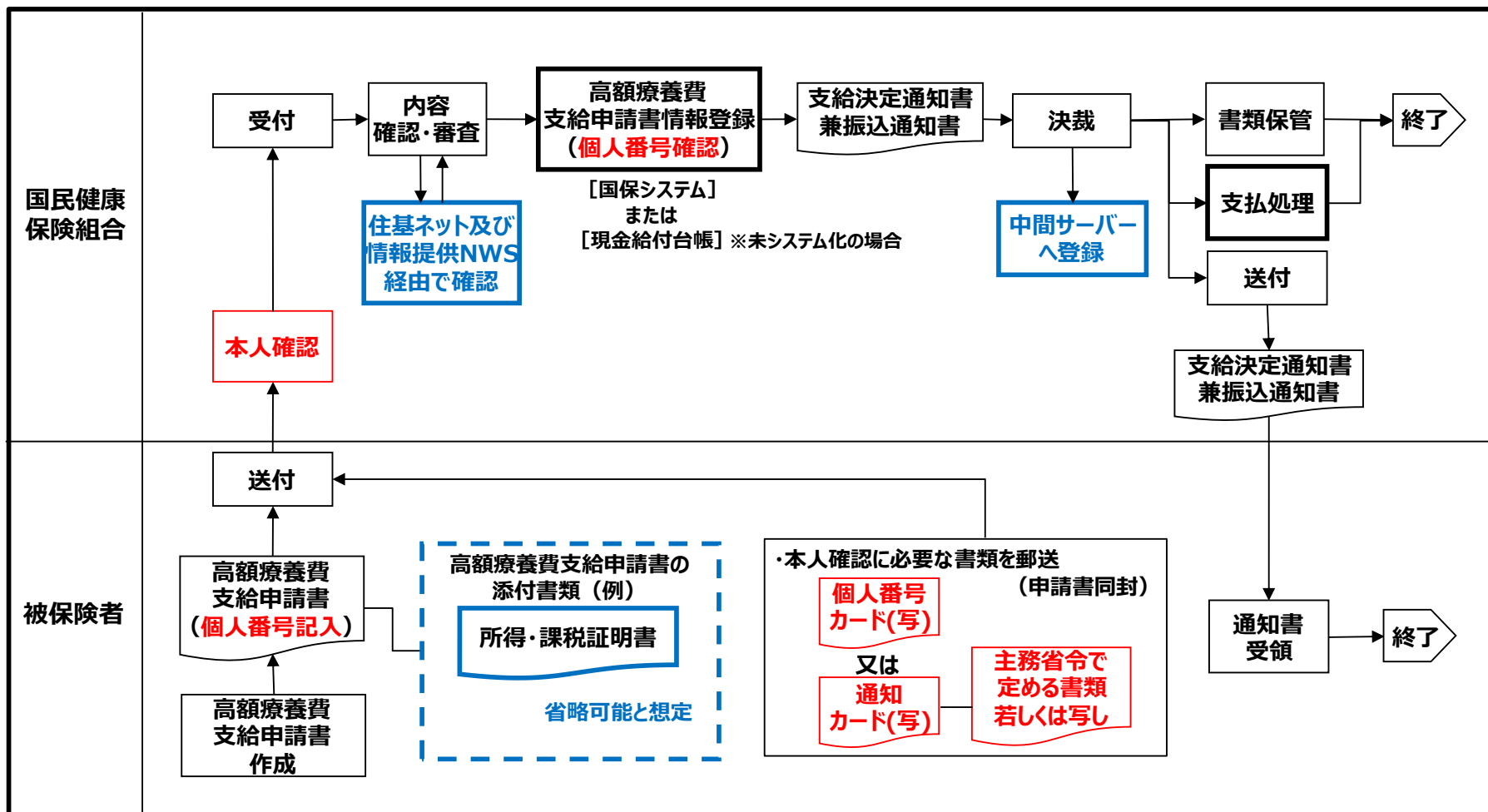


1.業務対応

1.3 情報連携の事務

1.3.2 情報連携開始後における業務の流れ（イメージ）

- 国民健康保険組合を例に、給付（高額療養費）の流れを示す。
- 情報連携によって支給申請時に所得・課税証明書の添付を省略できる想定である。

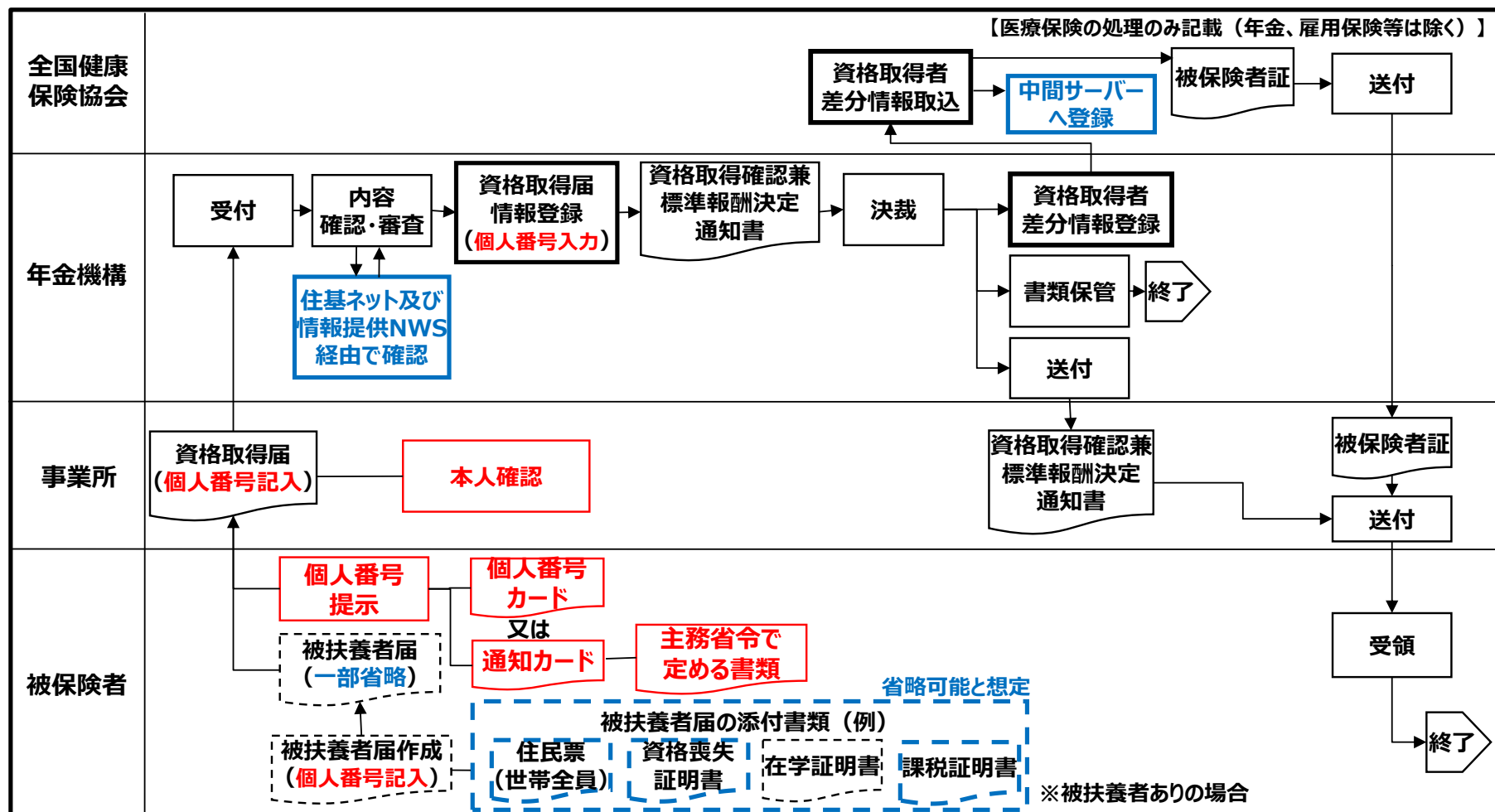


1.業務対応

1.3 情報連携の事務

1.3.2 情報連携開始後における業務の流れ（イメージ）

- 全国健康保険協会を例に、適用（資格取得）の流れを示す。
- 情報連携によって資格取得届出時に被扶養者届の添付書類（住民票等）を省略できる想定である。

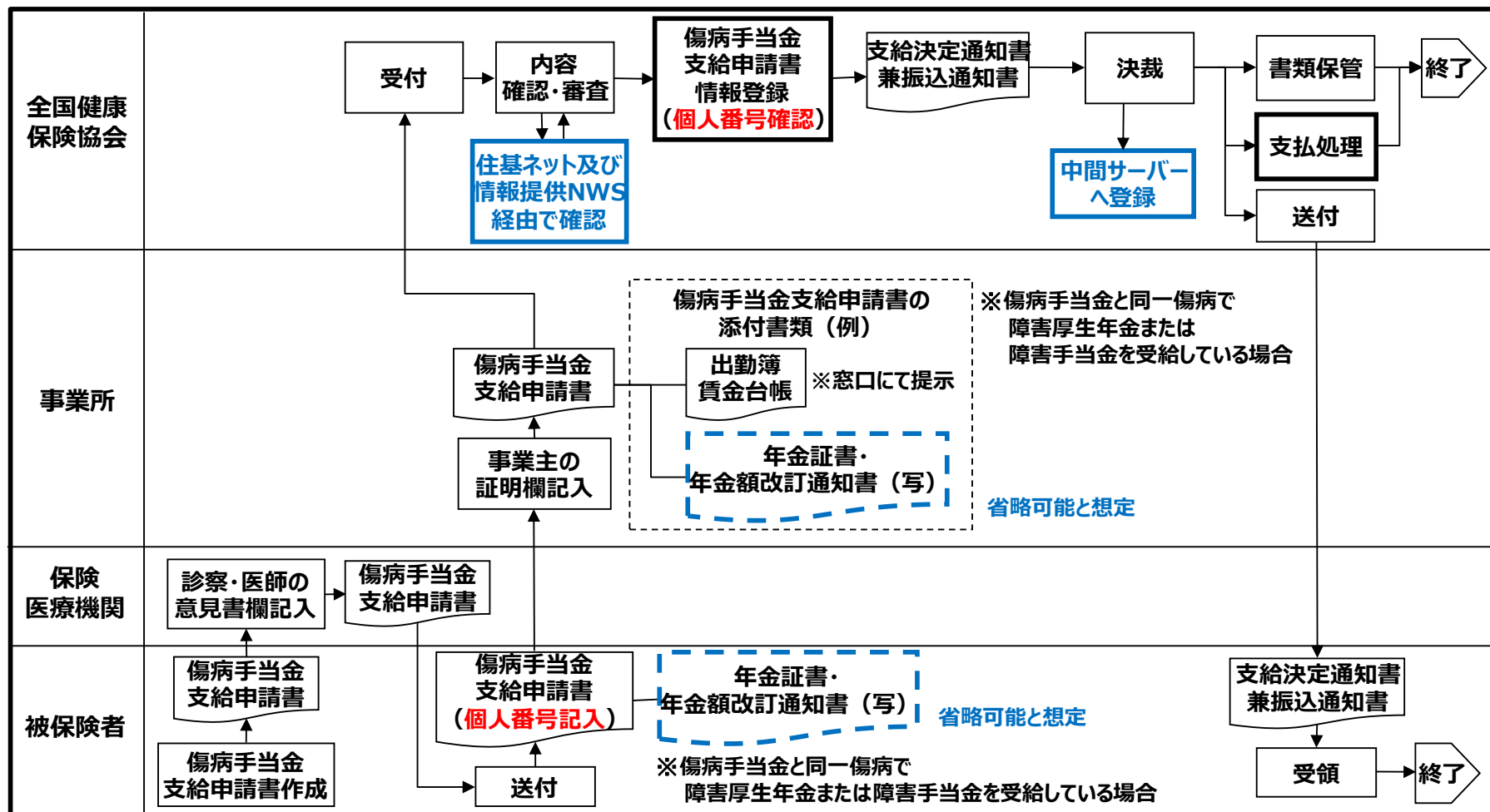


1.業務対応

1.3 情報連携の事務

1.3.2 情報連携開始後における業務の流れ（イメージ）

- 全国健康保険協会を例に、給付（傷病手当金）の流れを示す。
- 情報連携によって支給申請時に年金証書・年金額改定通知書の添付を省略できる想定である。

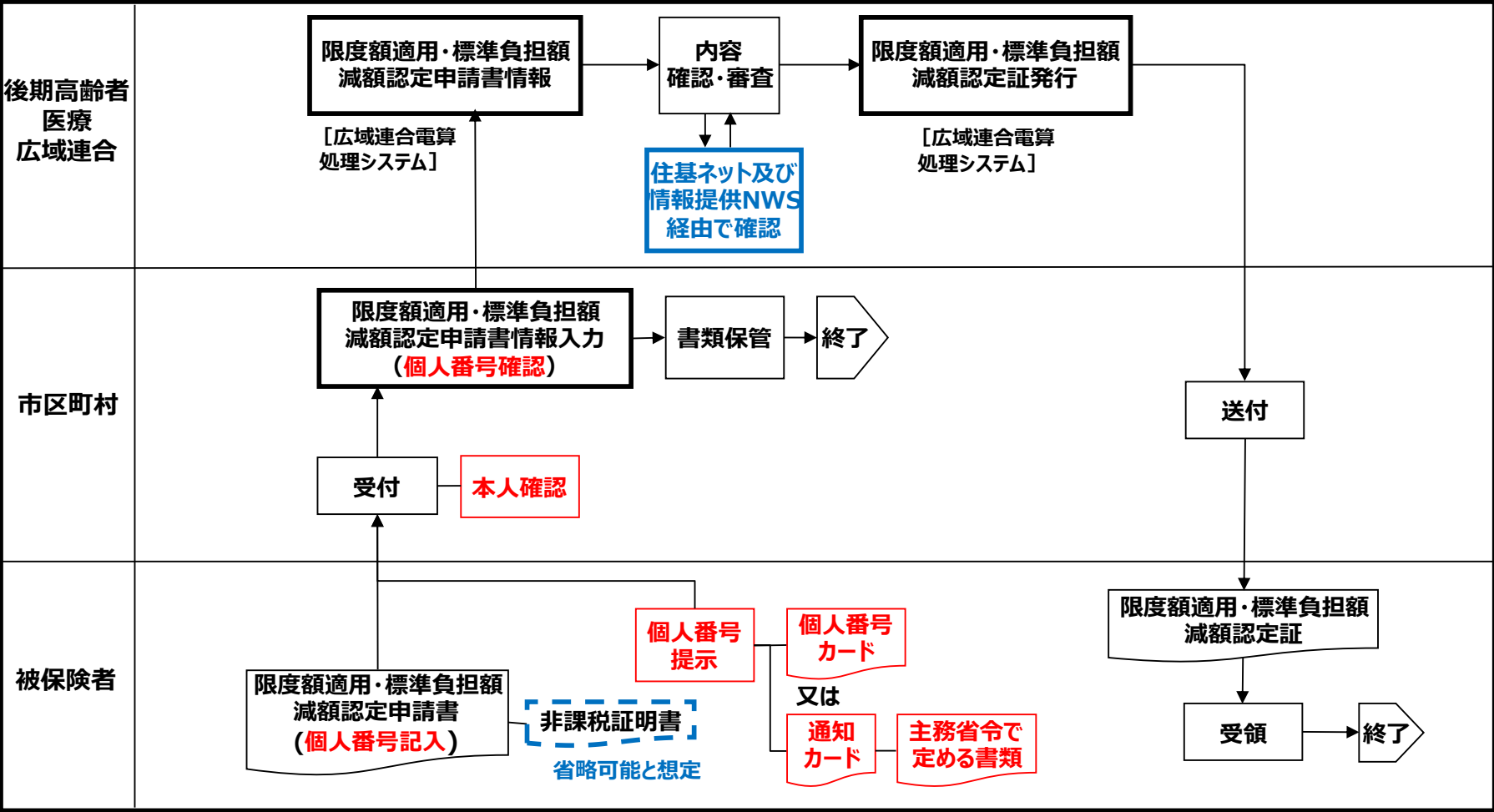


1.業務対応

1.3 情報連携の事務

1.3.2 情報連携開始後における業務の流れ（イメージ）

- 後期高齢者医療広域連合を例に、限度額適用・標準負担額減額認定の流れを示す。
- 情報連携によって認定申請時に非課税証明書の添付を省略できる想定である。



1.業務対応

1.3 情報連携の事務

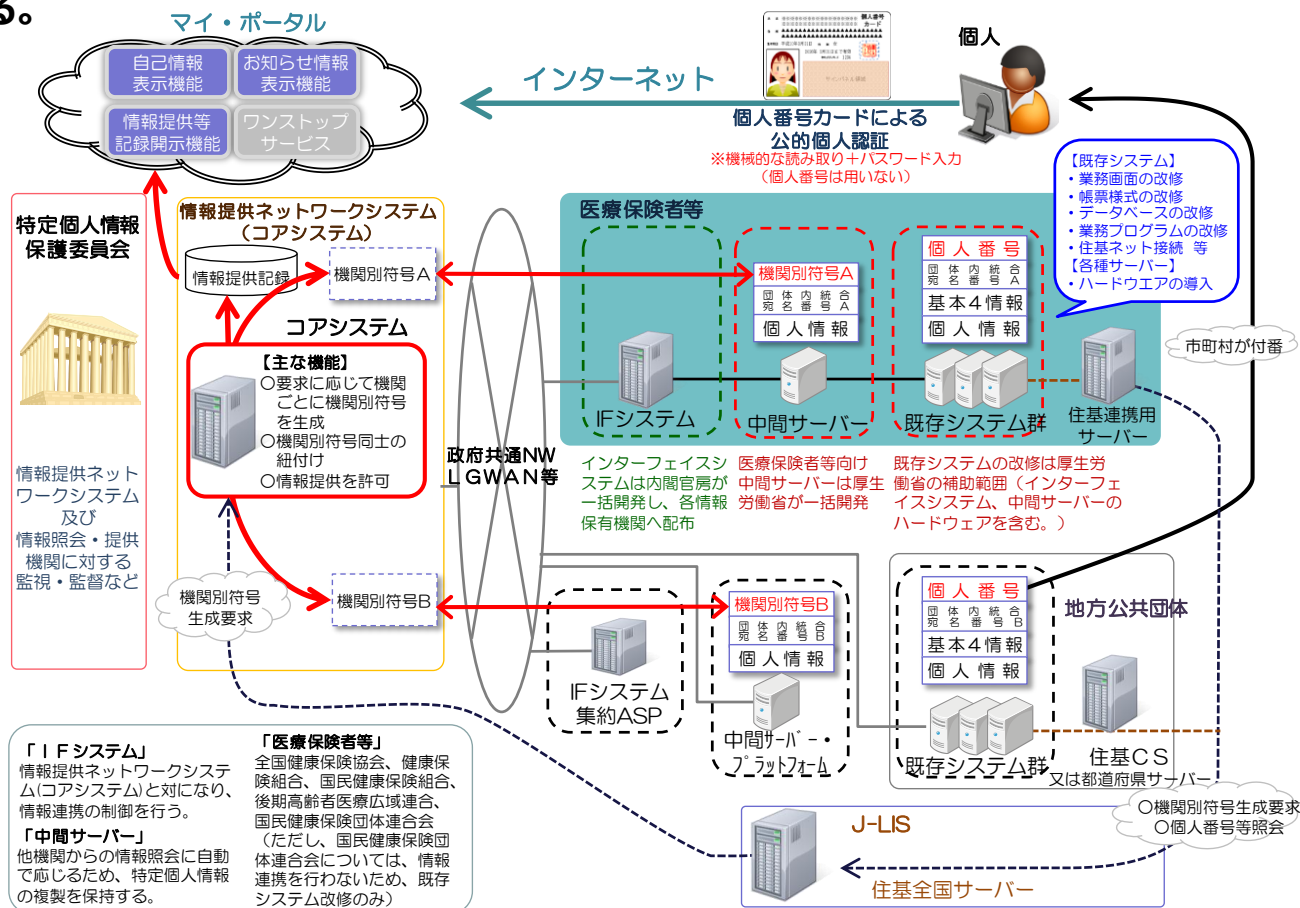
1.3.3 情報連携開始に向けたポイントと今後の対応

#	項目	ポイントと今後の対応
1	具体的な対象事務・情報の決定	・番号法別表第二に掲げられた事務、特定個人情報について、それぞれの具体的な内容は、主務省令（内閣府・総務省令）で定められる予定である。 ・また、内閣官房において「デジタルPMO」という社会保障・税番号制度に関する情報共有を目的としたサイトが立ち上げられており、当該サイトにおいて、①番号利用事務に該当する具体的な事務、②情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う具体的な事務、③各種申請書の様式等の改正の有無 等の整理が掲載されている。 ・当該サイトにおいて、情報保有機関毎、手続毎に、①提供する情報、②照会できる情報の項目（データセット）を閲覧可能とする予定である。
2	情報連携開始時の運用の検討、業務の流れの見直し等	・各医療保険者等においては、上記の情報を踏まえ、情報連携対象となる具体的な事務と情報及び業務の流れ（特に、添付書類が省略された場合の業務処理の流れ等）の確認を進める。 ・現行の運用（書類の添付等）との併存、システム化対応が困難な支部・出張所での対応については、「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」で方針を示す予定である。

2.システム対応

2.1 番号制度に関するシステムの全体像

- 番号制度対応に向けた医療保険者等のシステム対応としては、「既存システムの改修」のほか、情報提供ネットワークシステムと既存システムの間に設置する「中間サーバーの開発」が必要となる。
- 情報提供ネットワークシステム（コアシステム）、IFシステム及びマイ・ポータルは内閣官房にて、地方公共団体向け中間サーバーは総務省にて開発中、医療保険者等向け中間サーバーは厚生労働省にて開発予定。
- 情報連携に必要な機関別符号は、個人番号を用いて住基ネットから情報提供ネットワークシステムを介して取得する。



2.システム対応

2.2 既存システムの改修

- 番号制度導入に向けて必要な対応は、「番号利用開始に向けた対応」「情報連携開始に向けた対応」に分けられる。

【番号利用開始に向けた対応】

医療保険者等の既存システムの画面、帳票、データベース等に対する個人番号の追加等が必要となる。

①帳票、画面、テーブル等への個人番号の追加

- 個人番号を利用する事務に関する画面、帳票に個人番号を表示できる
- 加入者情報のデータベースに個人番号を追加し、管理できる

②セキュリティの確保

- 個人番号を利用する事務に従事する職員のみが個人番号にアクセスできる
※例えば、業務メニュー・画面単位でのアクセス制御、個人番号の表示／非表示の制御をユーザーごとに行う 等

③操作ログの取得

- 誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかを記録できる

④個人番号での検索等

- 個人番号の登録・訂正・照会ができる

2.システム対応

2.2 既存システムの改修

【情報連携開始に向けた対応】

- ・符号の取得、医療保険者等向け中間サーバーの仕様に合わせた既存システムからのデータ出力及び医療保険者等向け中間サーバーのデータ更新等が必要となる。
 - ①医療保険者等向け中間サーバーへのデータ出力
 - 番号法別表第二に係るデータレイアウトにあわせて情報を出力できる
 - ②医療保険者等向け中間サーバーの情報の更新
 - 医療保険者等向け中間サーバーの情報を別途定めるタイミングで更新できる

◆健保組合が情報提供する必要がある「特定個人情報」一覧 ※番号法別表第二より抜粋

特定個人情報
医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報
国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
健康保険法第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
障害者自立支援法第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報

現時点で想定される
特定個人情報に係る
データ項目（想定）を
次スライドに示す

-
-
-
-

2.システム対応

2.2 既存システムの改修

【情報連携開始に向けた対応】

- ◆特定個人情報「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」の具体的なデータ項目（想定）

データ項目（想定）		
階層1	階層2	階層3
報酬月額情報（健康保険）	報酬月額	
	賞与額	
被用者保険資格情報（健康保険）	保険者番号	
	保険者名称	
	被保険者証記号番号	
	有効期限	
	受給資格有無	
	受給資格取得年月日	
	受給資格喪失年月日	
	高額介護合算療養費情報	自己負担額計算対象年度
		自己負担額計算対象日自
		自己負担額計算対象日至

⋮
※上記の表は、現時点のイメージになります。

⋮

2.システム対応

2.2 既存システムの改修

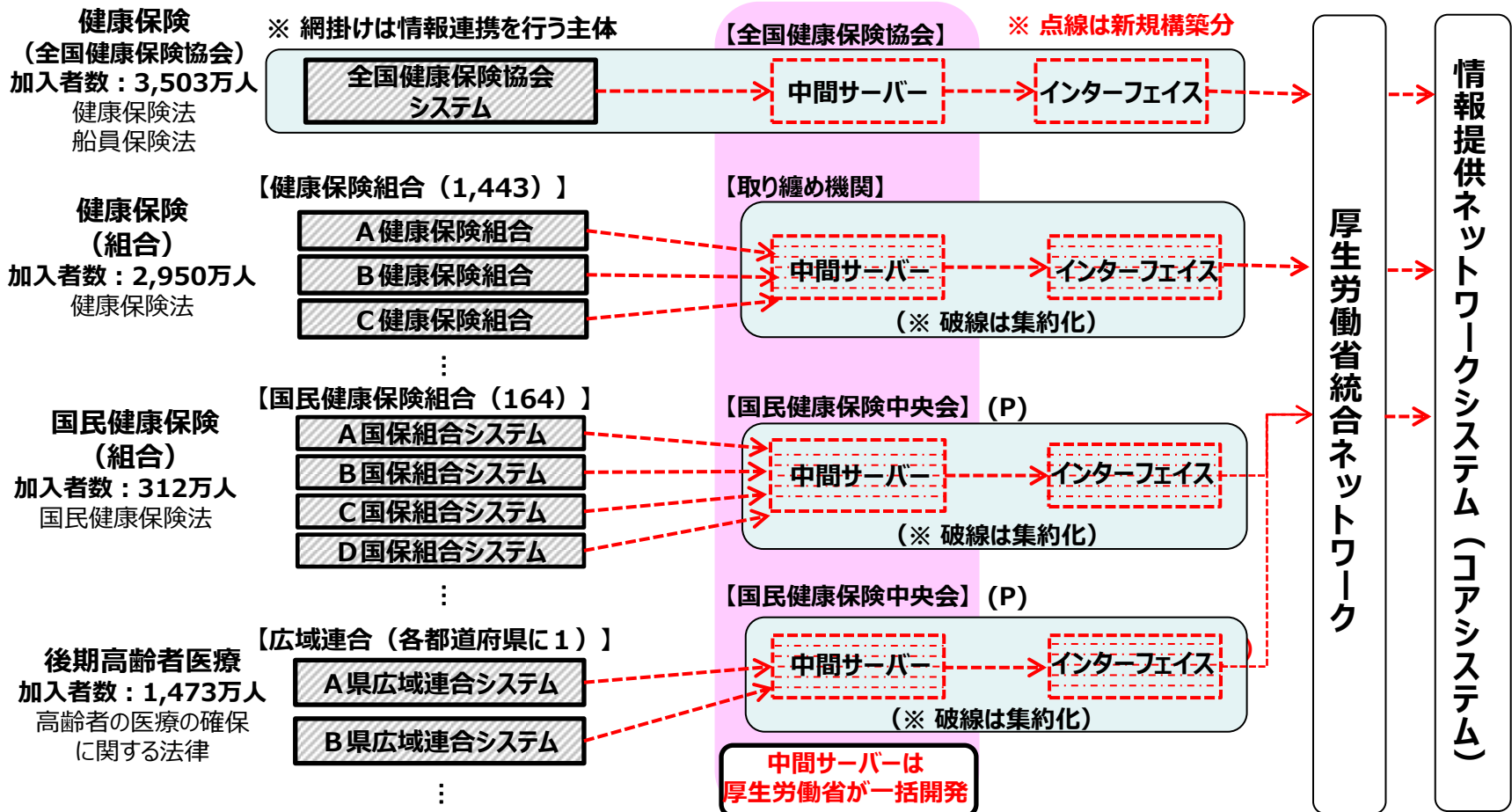
◆ポイントと今後の対応

#	項目	ポイントと今後の対応
1	改修要件の決定	・番号制度対応に伴う平成26年度から28年度にかけての既存システムの改修については、厚生労働省が原則国庫補助を行う予定。各医療保険者等においては、システムベンダーの協力を得ながら、平成26年度分の改修費を見積もり、補助金の交付申請を行う。 ・改修要件については、10月末の「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」などにおいて、システムベンダーにヒアリングも行いつつ可能な範囲でお示しする。
2	既存システムの改修	・各医療保険者等において、システムベンダーと共に、上記要件に基づく設計作業に着手する。

2.システム対応

2.3 中間サーバー

- 番号制度では、情報保有機関間の情報連携にあたり、情報提供ネットワークシステムへ接続するための仕組みとして中間サーバーを設置する必要がある。
- 医療保険者等における開発、運用コスト等の負担を軽減するために、医療保険者等向け中間サーバーは医療保険制度別等に集約して設置することを想定している。



2.システム対応

2.3 中間サーバー

- 地方公共団体向けの中間サーバーについて、先行して開発が進められている。
- 医療保険者等が利用する中間サーバーには、医療保険者等の特性等を踏まえた固有の機能が必要になると考えられるため、厚生労働省にて医療保険者等向け中間サーバーのソフトウェアを別途開発する。

◆中間サーバーに求められる標準的な機能

#	機能	概要
1	情報照会側機能	・他情報保有機関が保有する特定個人情報情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領(照会した情報の受領)を実施するための機能
2	情報提供側機能	・他情報保有機関からの情報照会要求を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報情報を提供するための機能
3	情報提供記録管理機能	・特定個人情報情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理するための機能

2.システム対応

2.4 住基ネット

- 住基ネットを利用する端末及びサーバのあり方、医療保険者等にとって有効な方法を検討中である。
- 番号制度導入に伴って、医療保険者等は住基ネットを利用できるようになる。
 - (1) 機構保存本人確認情報（個人番号及び4情報）の取得
 - (2) 情報連携に用いる符号の取得

(1) 機構保存本人確認情報（個人番号及び4情報）の取得

- ・個人番号利用事務を処理するために必要がある時は、個人番号及び加入者（被保険者、被扶養者）情報の提供を求めることができる。

(2) 情報連携に用いる符号の取得

- ・情報連携で用いる符号を取得するためには、まず住基ネット上でJ-LISに個人番号を通知する。
- ・J-LISにて個人番号を住民票コードに変換する。
- ・情報提供ネットワークシステムにて住民票コードを元に符号を生成する。
- ・生成した符号は情報提供ネットワークシステムから医療保険者等向け中間サーバーに通知される。

2.システム対応

2.5 運用支援環境（仮称）

- 番号制度の導入に伴って、全ての医療保険者等が多様なテストを実施する必要があるため、医療保険者等を支援する仕組みとして「運用支援環境（仮称）」を整備する予定である。

◆機能案

（１）システムのテスト支援

#	機能	概要
1	既存システムのテスト	医療保険者等の既存システムが医療保険者等向け中間サーバーとの接続をインターネット上で確認する機能
2	医療保険者等向け中間サーバーのテスト	医療保険者等向け中間サーバーとインターフェイスシステムとの接続をインターネット上で確認する機能

（２）問合わせ対応

- ・番号制度導入に向けた多様な作業を、医療保険者等が遅滞なく実施するために、「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」等による適切な情報提供を行うとともに、「厚生労働省サービスデスク（仮称）」の設置による運用支援を行う。

3.個人情報保護対応

3.1 特定個人情報及び特定個人情報ファイルとは①

◆特定個人情報の定義（番号法第2条第8項）

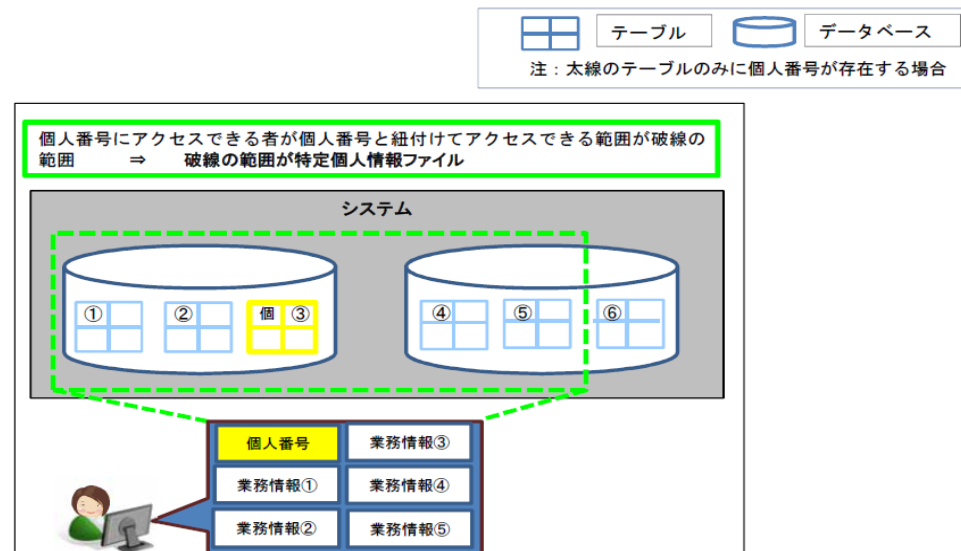
「特定個人情報」とは、

- ・**個人番号**（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）**をその内容に含む個人情報**をいう。

◆特定個人情報ファイルの定義（番号法第2条第9項）

「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。



3.個人情報保護対応

3.1 特定個人情報及び特定個人情報ファイルとは②

- アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルには該当しない。



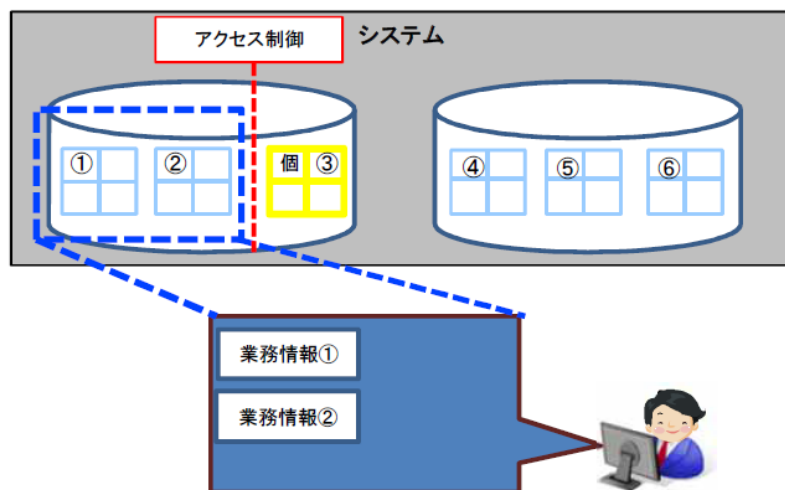
テーブル



データベース

注:黄色太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

破線のテーブルにアクセスできる者は、アクセス制御により個人番号にアクセスできない ⇒ 破線の範囲は特定個人情報ファイルではない



- 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合などは、特定個人情報ファイルに該当する。



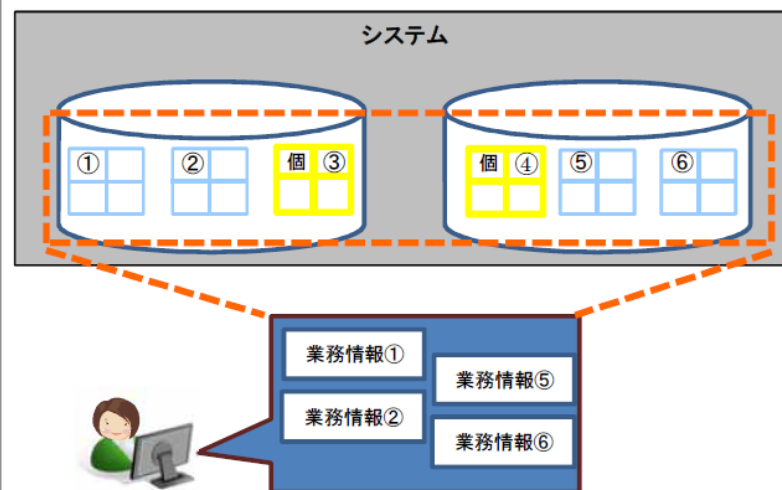
テーブル



データベース

注:黄色太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

個人番号にアクセスできないが、システム内部で個人番号が検索キーとして利用され、個人番号により紐付けてアクセスできる ⇒ 破線の範囲は特定個人情報ファイル

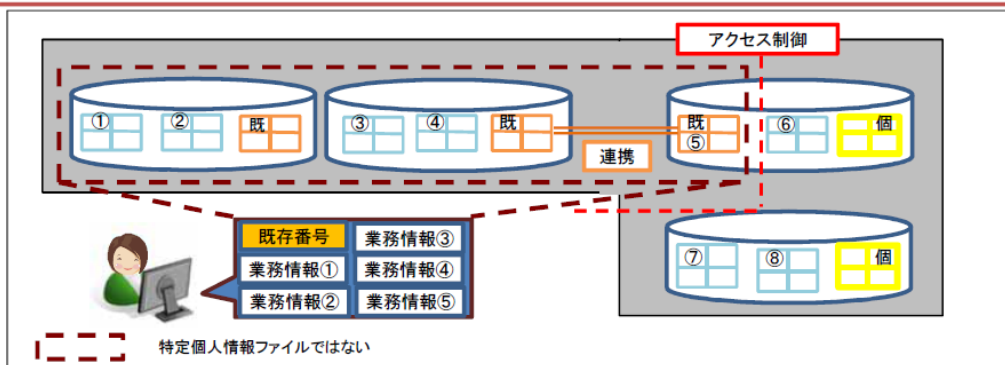


3.個人情報保護対応

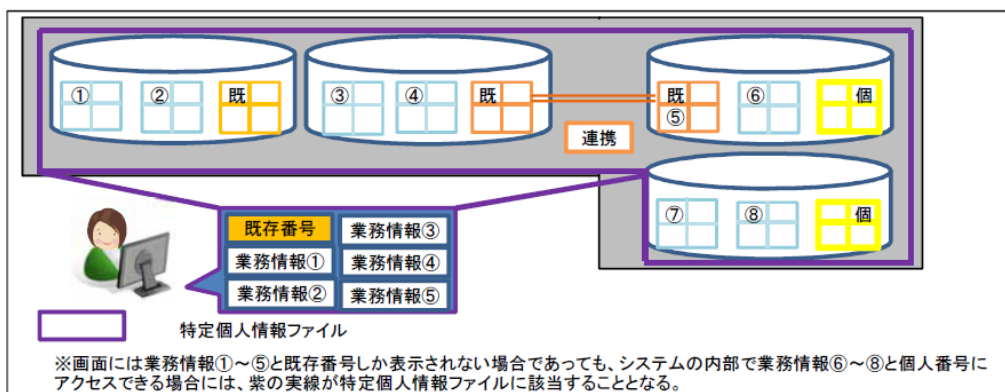
3.1 特定個人情報及び特定個人情報ファイルとは③

既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報には該当しない。



既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。



3.個人情報保護対応

3.2 安全管理措置の義務

番号法 第12条

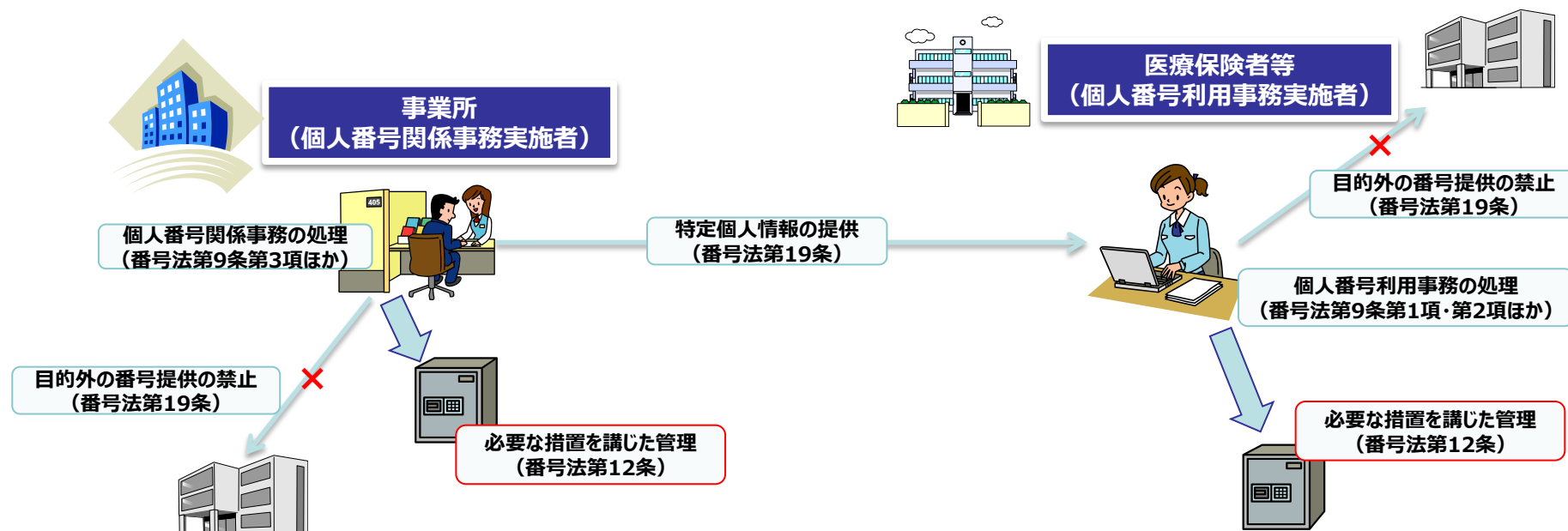
個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

「個人番号利用事務」・・・第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用する事務

「個人番号利用事務実施者」・・・個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者

「個人番号関係事務」・・・第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務

「個人番号関係事務実施者」・・・個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者



※ 詳細は、今後公表される「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（事業者編）において具体化される予定。

3.個人情報保護対応

3.3 特定個人情報保護委員会とは

◆特定個人情報保護委員会

番号法及び関係政令に基づき平成26年1月1日設置

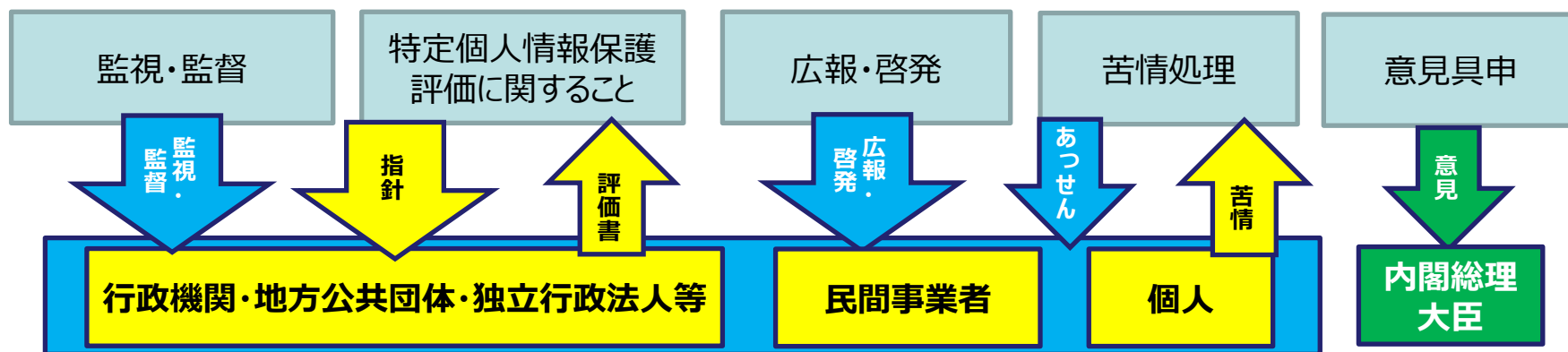
任務

- 番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

- 委員長1名・委員6名（合計7名）の合議制（平成26年中は委員長1名及び委員2名（計3名））
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）
- 任期5年・国会同意人事

主な所掌事務



3.個人情報保護対応

3.4 特定個人情報保護評価（PIA）とは①

行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関等）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該**特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施**することが原則義務付けられる。
（番号法第27条第1項）

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱う事務

3.個人情報保護対応

3.4 特定個人情報保護評価（PIA）とは②

情報保護評価の実施時期

○特定個人情報ファイルを保有する前に実施。

- 特定個人情報保護評価の結果に基づきシステム設計を変更できるようにするため、システムの要件定義の終了までに実施することが原則となっており、遅くともプログラミングの開始前までに実施することが必要。
- 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、評価の再実施が必要。

評価書の様式

○平成26年4月18日特定個人情報保護委員会において、評価書の様式が公表された。

※平成26年6月30日に住民基本台帳に関する事務に関する特定個人情報保護評価書記載要領（案）（市区町村版・都道府県版）が地方公共団体に情報提供されている。

その他

○単一型健保には、特定個人情報保護評価は義務付けられていない。

特定個人情報保護評価指針第4の4（1）実施が義務付けられない事務工「1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第4号及び第5号）」については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

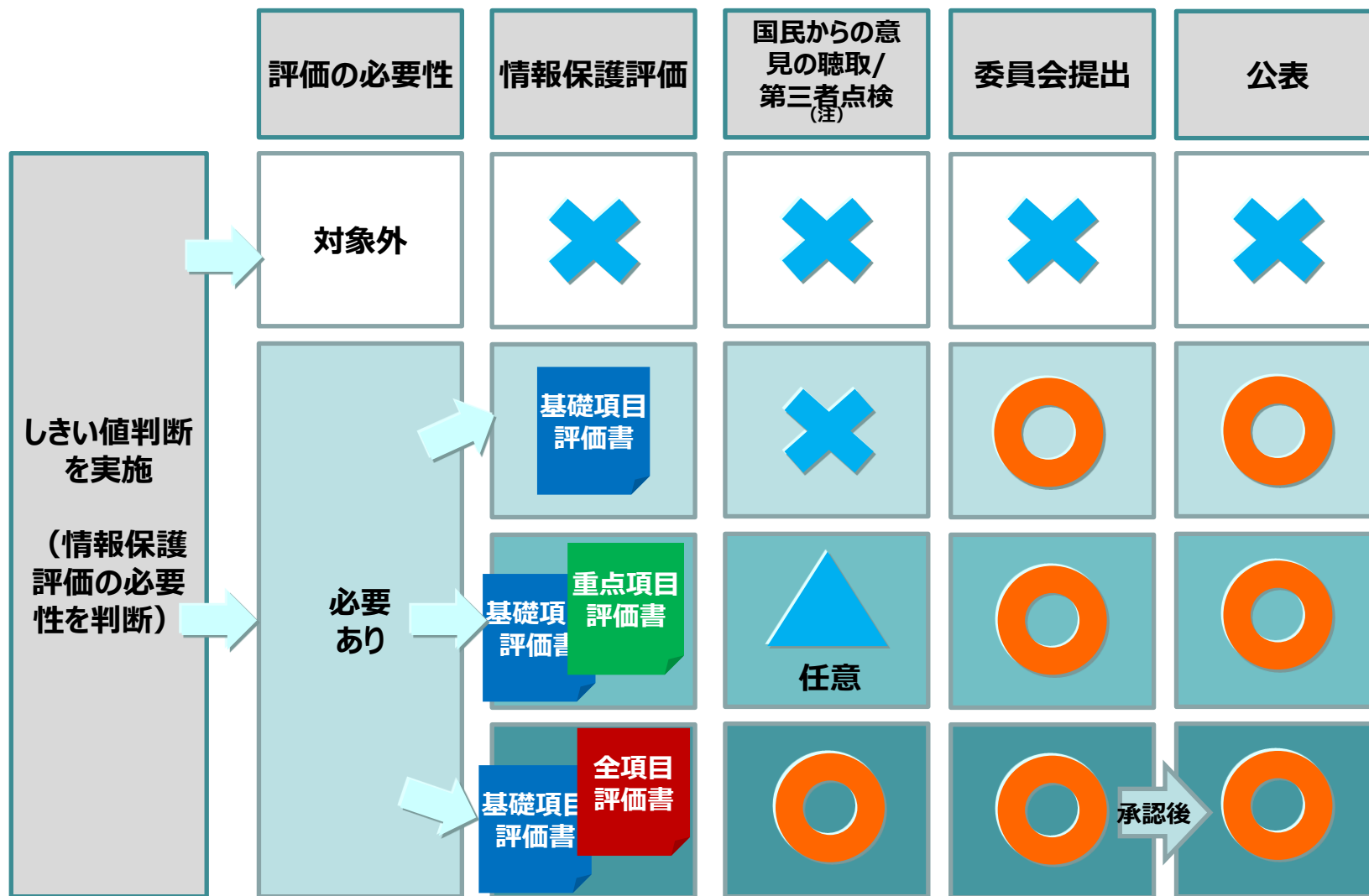
○全項目評価書は、国民の意見聴取を行った上で特定個人情報保護委員会による承認を受ける必要がある。

（後期高齢者医療広域連合は第三者点検。）

- ただし、全項目評価を実施することになる可能性があるのは、対象者数が10万人以上の特定個人情報ファイルのみ。

3.個人情報保護対応

3.5 特定個人情報保護評価（PIA）の実施の仕組み

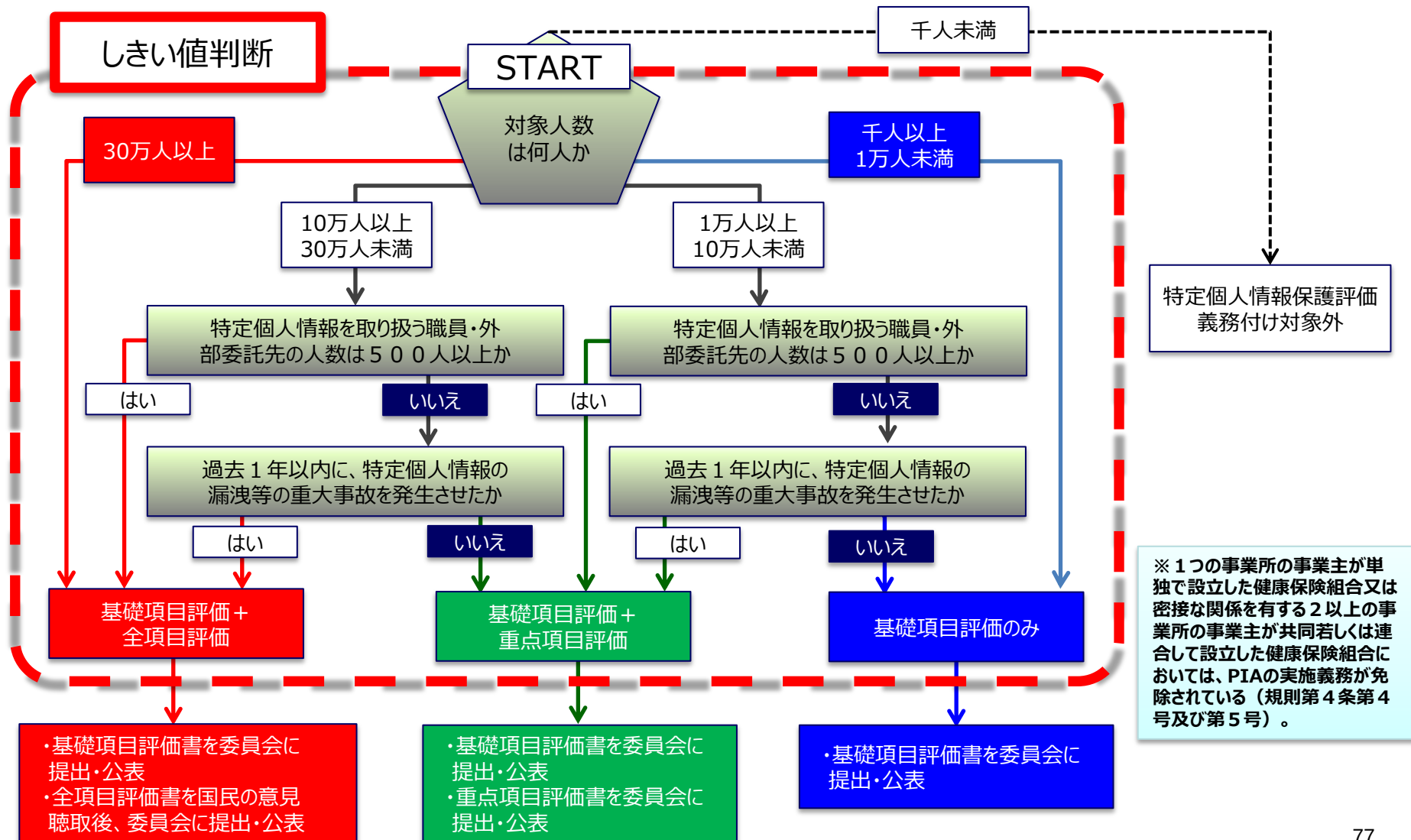


（注）全項目評価書について、健康保険組合や国民健康保険組合等の医療保険者は国民からの意見聴取後、見直しを行い、委員会の承認を受ける。
後期高齢者医療広域連合は、住民等からの意見聴取後、見直しを行い、第三者点検を受ける。

3.個人情報保護対応

3.6 特定個人情報保護評価（PIA）の実施手順

医療保険者等の情報保有機関は、下記の流れに基づき、特定個人情報保護評価を実施。



3.7 特定個人情報保護評価（PIA）の実施手順：基礎項目評価

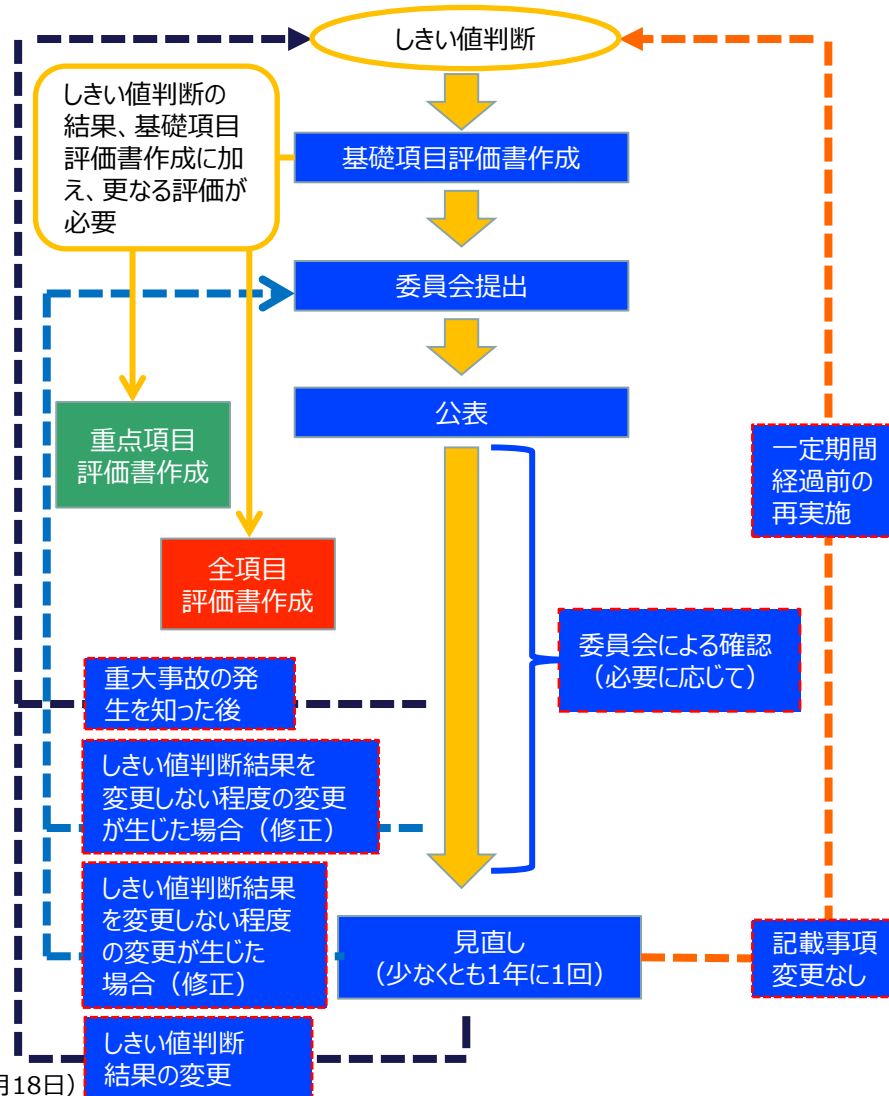
I 関連情報

Ⅱ しきい値判断項目

- 1 対象人数
評価対象の事務の対象人数は何人か
- 2 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
- 3 重大事故
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

Ⅲ しきい値判断結果

基礎項目評価実施フロー



3.個人情報保護対応

3.7 特定個人情報保護評価（PIA）の実施手順：重点項目評価

記載事項

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 名称
2. 基本情報
3. 特定個人情報の入手・使用
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
6. 特定個人情報の保管・消去
7. 備考

III リスク対策

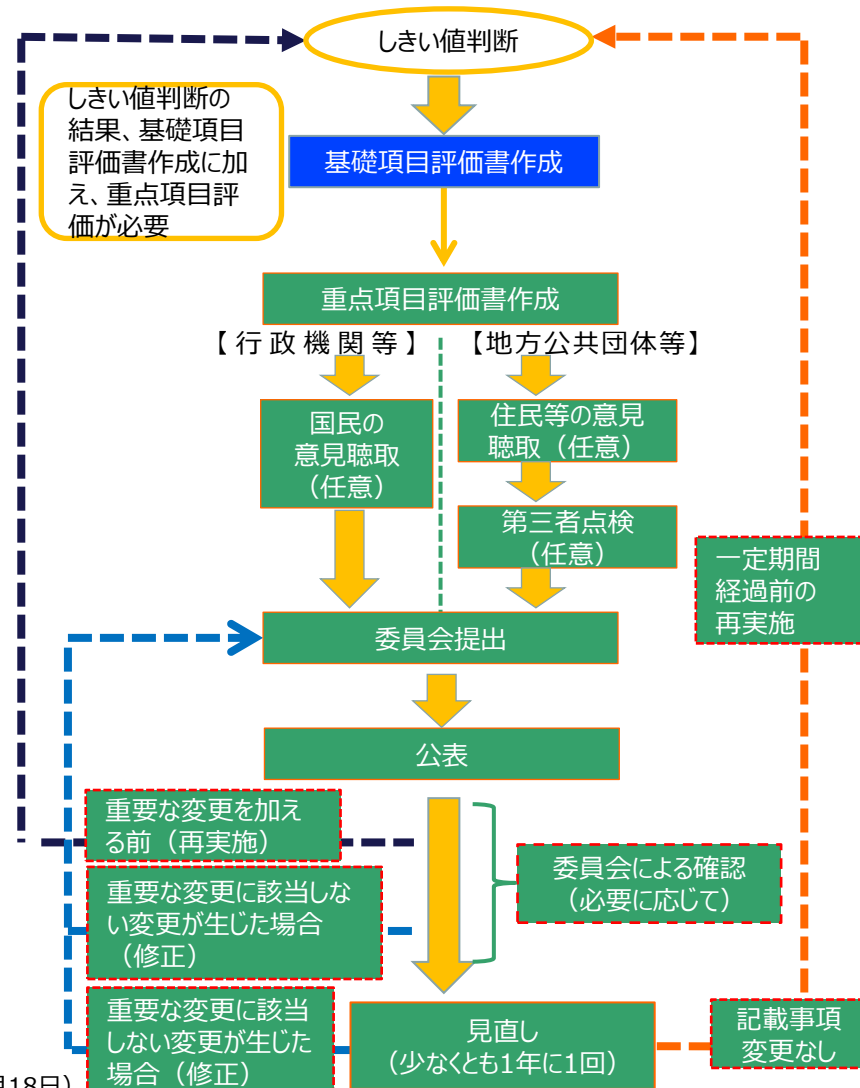
1. 特定個人情報ファイル名
2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
3. 特定個人情報の使用
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
7. 特定個人情報の保管・消去
8. 監査
9. 従業者に対する教育・啓発
10. その他のリスク対策

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

V 評価実施手続

重点項目評価実施フロー



3.個人情報保護対応

3.7 特定個人情報保護評価（PIA）の実施手順：全項目評価

記載事項

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名
2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
3. 特定個人情報の使用
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
7. 特定個人情報の保管・消去

IV その他のリスク対策

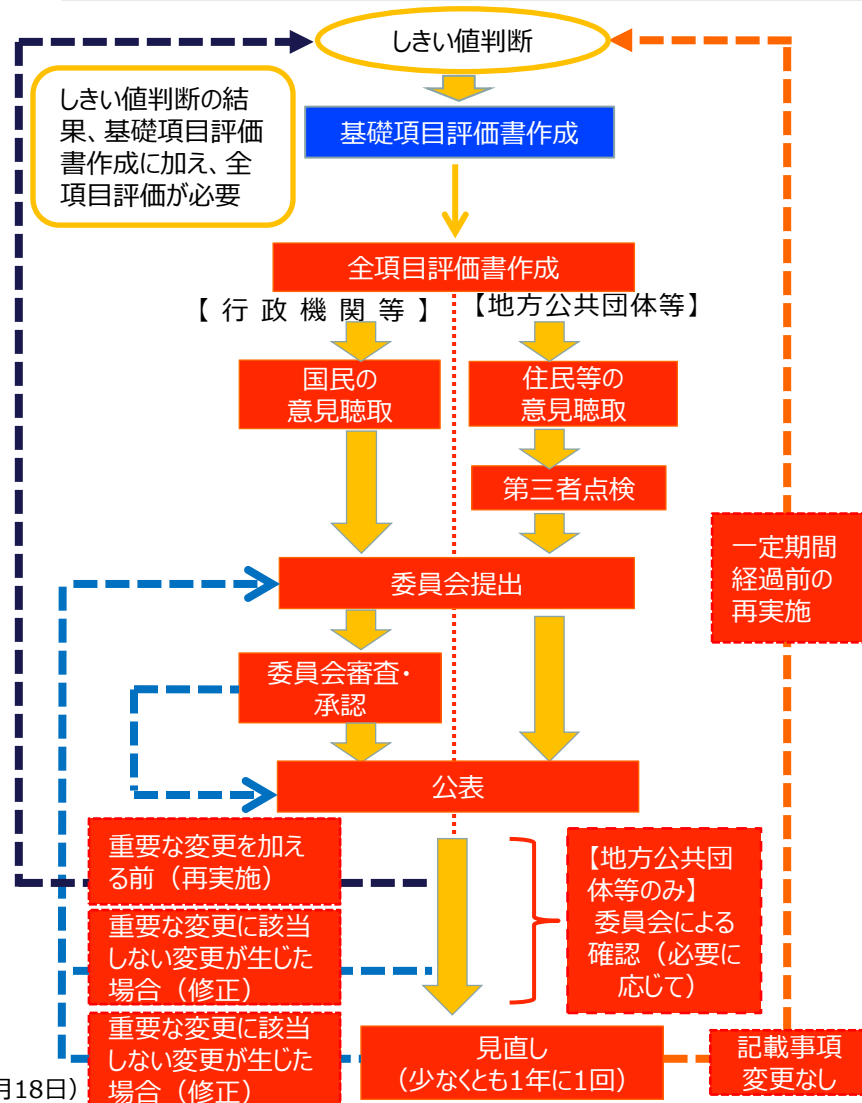
1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
3. その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



3.個人情報保護対応

3.8 個人情報保護対応に関するポイントと今後の対応

◆ポイントと今後の対応

#	項目	ポイントと今後の対応
1	具体的なPIA対応の整理	・主務省令（内閣府・総務省令）の制定後、PIAが必要となる特定個人情報ファイル及びこれを利用する事務に係るシステムの特定と必要な項目等について、「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」において整理する。 ・また、評価書記載の記載要領または記載例については、今後提示できるように準備を進めている。
2	安全管理措置の具体的事項の明確化	・特定個人情報に対する安全管理措置として講じることが望まれる具体的事項を明らかにし、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を踏まえて、医療保険者等において必要な措置を具体化し、「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」において整理する。
3	しきい値判断の変更の可能性	・PIAのしきい値判断においては、過去の特定個人情報の数（死者については除く）も含めた数に基づいて、しきい値判断を行う。資格喪失者の情報の蓄積に伴い、評価の種類が変わる可能性がある。 ・組織の合併等に伴い、対象者数が増加したことによって、しきい値判断の結果が変わり、評価の種類も変わる可能性がある。 ・以上を踏まえて、しきい値判断の変更の可能性について、留意点として「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」に記載する。

4. 今後の対応

4.1 厚生労働省が予定している今後の周知広報

- 「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」の公表【平成26年10月末予定】
医療保険者等で対応が必要となる具体的な事務や手続き等、および必要なシステム改修等を纏める。
- 「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」の説明会実施【平成26年11月下旬以降（調整中）】
医療保険者等向けに、「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」の内容について説明会を実施する。
- その他周知広報資料の作成

	説明会開催		周知広報資料
	第一回	第二回	リーフレット等
対象	・医療保険者等 ・ベンダー	・医療保険者等 ・ベンダー	・事業者 ・加入者
内容	・番号制度について ・制度導入による影響等	・手引き（ガイドライン） 内容の理解	・番号制度とは ・導入メリット ・スケジュール等
時期	9月11日～10月7日	平成26年11月下旬以降（調整中）	（未定）
方法	全国会場 -全国9ブロック -計12回開催	全国会場 -全国9ブロック（予定） -開催回数検討中	厚労省HPや保険者HP及び 機関誌に掲載検討中

4. 今後の対応

4.2 医療保険者等が直近で対応開始すべき事項

#	項目	概要
1	番号制度の理解	• 番号制度の仕組みについて、内閣官房の資料等に基づいて、職員の理解を深める。
2	現行業務の把握	• 個人番号を利用する対象業務に関して、現行の業務の流れ、関連する組織、利用する情報システム等を明確にする。
3	検討体制の整備	• 医療保険者等の複数組織の業務に影響があると想定されるため、組織全体として番号制度に対応するために必要な検討体制を整備する。
4	特定個人情報保護評価の準備	• 「特定個人情報保護評価指針」「特定個人情報保護評価指針の解説」に基づいて、特定個人情報保護評価の考え方を理解する。

5.（参考）保険者様の取組事例のご紹介

A保険者様

規模：加入者数20万人未満、職員数100人未満の大規模保険者

3年前から業務の棚卸を始め、2012年末には番号制度対応に着手。資格課を中心に関係部署横断で検討委員会を設置し、番号制度の理解を共有するとともに、部署単位で影響調査を始めている。

➤ 取組の背景

- システム機能も含め、業務全般を把握できている職員が少なくなってきた。
⇒職員育成の機会と捉え、全体業務の棚卸に着手。
- システムは20年以上前のデータベースを基礎にしたものであり、制度改正に応じシステムのパフォーマンスを確保するため非正規化対応をしてきた。その結果、開発工数がかかるようになった。
- 番号制度導入が決定したことで、法律事項として適正に対応し保険者機能を発揮するには、全体業務の可視化とシステム刷新に向けた対応に早急に着手する必要があるという組織的な危機意識をもった。

➤ 取組内容

- 検討体制の構築
 - 検討委員会（月1回）
 - 作業部会（1-2週に1回程度）
- 番号制度対応のためのWBSの作成（「番号制度対応作業スケジュール」）
 - 対応作業をリストアップし、作業期間を想定ベースで作成した。
⇒スケジュールを引くことで作業量と期間が明確になり、準備の必要性を組織的に共有できた。
⇒結果、組織全体が危機意識を持つことができ、組織的な取り組みにつながっている。
⇒不明点が明らかになったことで、厚労省等に何を問い合わせればいいのか明らかになった。
- 現状把握：3年前から業務棚卸、帳票調査（入出力情報）、他団体との情報の流れの把握に着手
 - 作成した作業フォーマット：「業務棚卸表」、「帳票シート（入力、出力）」
- 番号制度の理解
- 新運用の検討
 - 新旧作業比較…個人番号取得後
 - 新旧作業比較…情報連携開始後 ※作業中
 - 帳票の変更（入出力情報の検討） ※作業中

5.（参考）保険者様の取組事例のご紹介

➤ 検討の進め方・体制

・ **検討委員会（月1回）**

- － 資格課、給付課、審査課、総務課、電算部門等の関係部署20人程度で構成
 - ✓ 職員及び母体組織からの出向者で構成
 - ✓ 育成対象の若手と経験者で構成するようにした
 - ✓ 事務局は資格課
- － メンバーの人選は、課長以上で構成する運営会議で行った
- － 実施内容は、対応作業の洗い出し、検討項目とスケジュールの決定、進捗確認、課題共有等
- － 委員会出席者が各課に検討内容を持ち帰り、情報共有することで組織的理解を図っている
- － 番号制度対応の業務量は、課によるが、担当者の稼働の2－3割程度かかっている（要件定義段階にはウェイトが上昇すると想定）
 - ✓ 専属で番号制度対応をしている職員もいるため、日常業務に支障が出ないよう組織的に人材配置を考慮してサポートしている

・ **作業部会 10人未満（毎週か隔週に一回程度）**

- － 検討委員会メンバーの一部で構成
- － 検討作業の具体的な進め方の意識あわせを実施

➤ 到達点

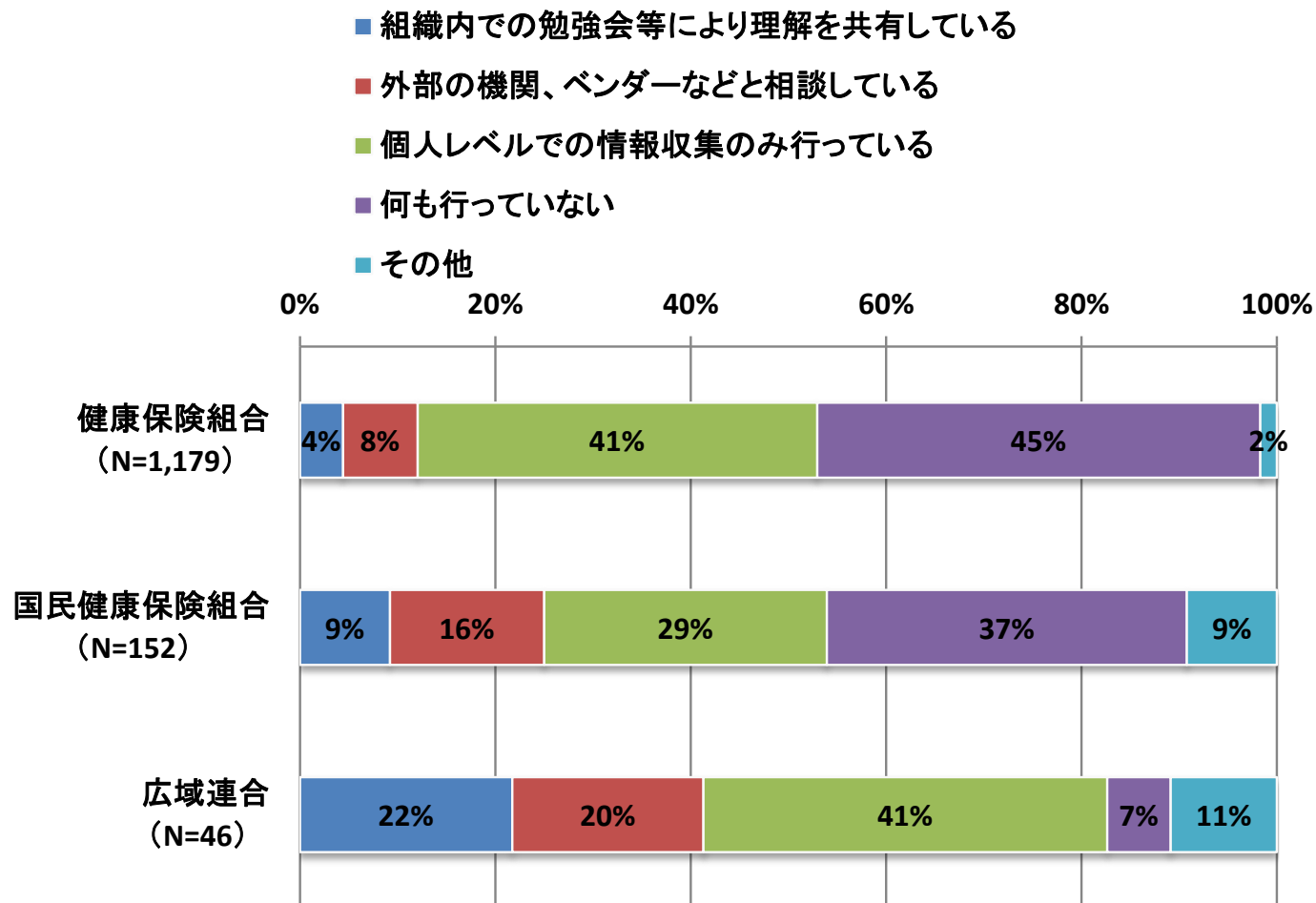
- ・ 組織的に危機意識と準備の必要性を共有できた
- ・ 「**処理イメージ**」（現行処理と施行後処理の流れ、影響点を整理した一覧シート）
例：資格取得処理イメージ

➤ 今後の予定

- ・ 担当ベンダーと整理結果を共有し、影響範囲を見極めたうえで要件定義に向けた準備を開始する予定

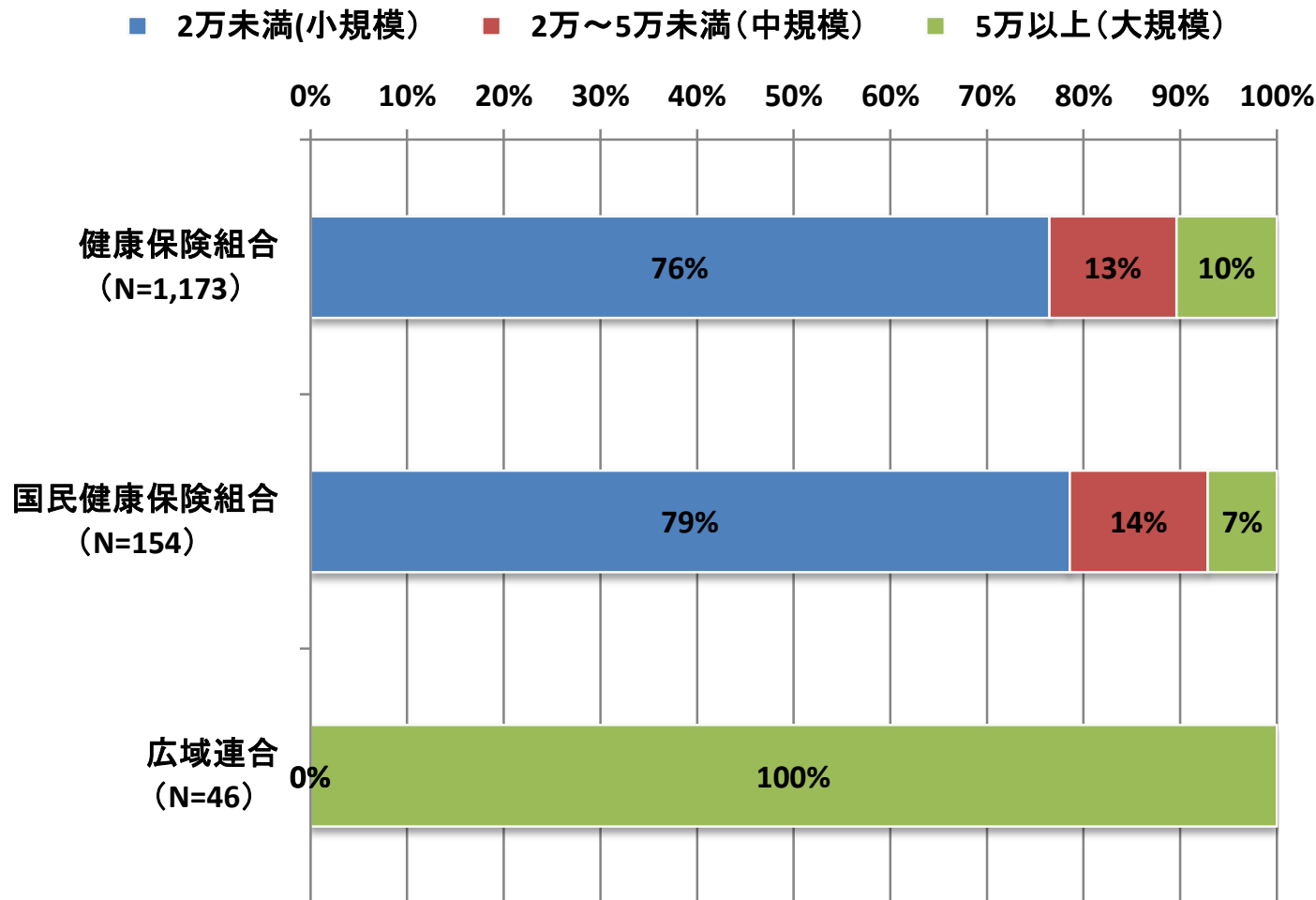
6.（参考） 番号制度への対応状況（アンケート結果より）

広域連合で対応が進んでいる傾向にあるが、全体的にはこれから本格的な検討が始まるものと想定される。



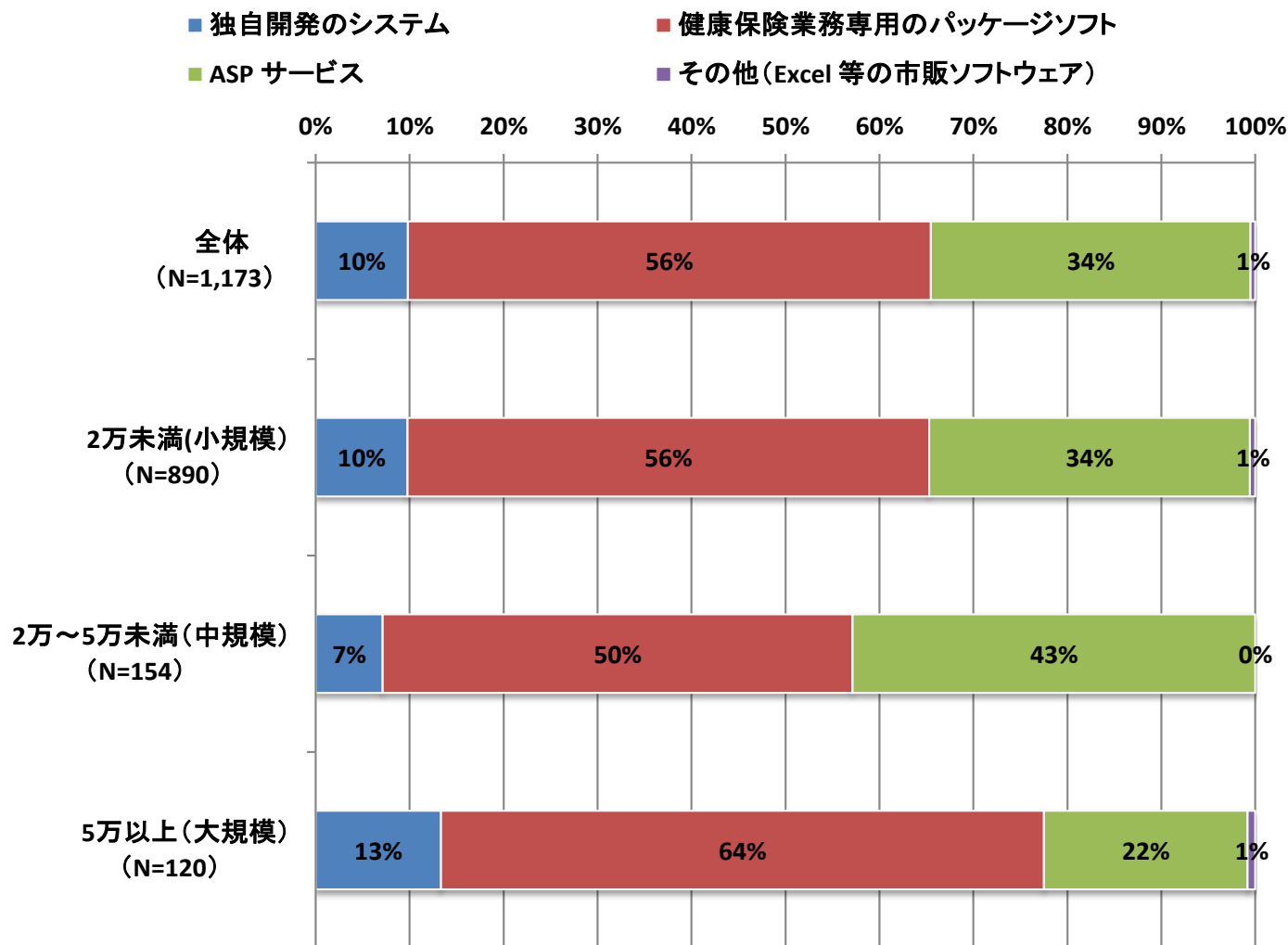
6.（参考）医療保険者の加入者規模別回答割合（アンケート結果より）

健康保険組合、国民健康保険組合共に8割弱が加入者数2万未満の小規模組合となっている。



6.（参考）現状のシステム形態（健康保険組合）

独自開発システムを利用している組合は1割前後に止まり、大半はパッケージソフトもしくは、ASPサービスである。
ただし、大規模組合では、パッケージソフトの比率が高い傾向にある。



6.（参考）現状のシステム形態（国民健康保険組合）

組合規模によらず、独自開発システムを利用している組合が8割を超えている。また、組合規模に比例して、ASPサービスの利用率が高くなる傾向にある。

